

# 福島県農林水産業復興創生事業実施要領

制定 平成 29 年 3 月 31 日付け 28 文第 299 号  
農林水産省大臣官房文書課長  
食料産業局長  
生産局長  
水産庁長官 通知

最終改正 令和 8 年 4 月 7 日付け 8 地第 2 号  
最終改正 令和 8 年 4 月 7 日付け 8 新食第 1 3 号  
最終改正 令和 8 年 4 月 3 日付け 8 農産第 4 7 号  
最終改正 令和 8 年 4 月 2 日付け 8 畜産第 1 8 号  
最終改定 令和 8 年 4 月 6 日付け 8 農会第 1 2 号

## 第 1 趣旨

福島県農林水産業復興創生事業（以下「復興創生事業」という。）の実施については、福島県農林水産業復興創生事業実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 文第 297 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び福島県農林水産業復興創生事業交付金交付要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 文第 298 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

## 第 2 復興創生事業の内容等

復興創生事業は、次に掲げる事業の実施に必要な経費を助成するものとし、事業の内容、事業実施主体、採択要件及び交付率等はそれぞれの事業ごとに別記に定めるとおりとする。

- 1 福島県産米競争力強化支援事業  
別記 1 のとおりとする。
- 2 福島県産園芸競争力強化支援事業  
別記 2-1 から 2-4 のとおりとする。
- 3 福島県産畜産物競争力強化支援事業  
別記 3-1 から 3-3 のとおりとする。
- 4 福島県農林水産物ブランド力向上促進技術開発事業  
別記 4 のとおりとする。
- 5 GAP と有機農業の拡大  
別記 5-1 及び 5-2 のとおりとする。
- 6 農林水産物の検査の推進  
別記 6-1 及び 6-2 のとおりとする。
- 7 販路拡大と販売促進

別記 7-1 及び 7-2 のとおりとする。

### 第 3 事業の実施手続

#### 1 事業実施計画の作成及び承認

(1) 福島県は、実施要綱第 3 の 1 の (1) の規定に基づき、別記様式第 1 号により、事業実施計画を作成し、農林水産省大臣官房地方課長、大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長及び農林水産技術会議事務局長（以下「地方課長等」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。

ただし、事業実施計画の変更（2 の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第 8 の規定に基づく「交付金変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

(2) 事業実施主体（福島県を除く。）は、実施要綱第 3 の 1 の (2) の規定に基づき、福島県知事が定めるところにより事業実施計画を作成し、福島県知事に提出し、その承認を受けるものとする。

#### 2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第 3 の 2 の重要な変更は、次に掲げるとおりとし、重要な変更の申請手続は 1 の規定を準用するものとする。

(1) 事業目的の変更

(2) 事業実施主体の変更

(3) 交付要綱別表の重要な変更の欄に掲げる変更

### 第 4 事業実施状況の報告

1 事業実施主体（福島県を除く。）は、実施要綱第 5 の 1 の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、福島県知事に提出する。

2 福島県は、第 2 に掲げる事業について、別記様式第 2 号により取りまとめ、地方課長等に提出する。

3 2 の報告については、事業を実施した年度の翌年度の 9 月末までに報告するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

### 第 5 事業の評価

1 福島県知事は、実施要綱第 6 の 1 による点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、改善状況の報告をさせるものとする。

2 地方課長等は、実施要綱第 6 の 2 の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、福島県知事に対して改善措

置を提出させるものとする。

- 3 実施要綱第6の1に定める地方課長等への報告は、事業を実施した年度の翌年度の9月末までに別記様式第2号により行うものとする。ただし、福島県産米競争力強化支援事業及び福島県産園芸競争力強化支援事業については、事業実施年度の翌々年度を目標年度とし、目標年度の翌年度の9月末までに別記様式第2号により行うものとする。

## 第6 海外の付加価値税の還付額に係る国費相当額の納付

事業実施主体は、事業終了後に手数料等を上回る還付額が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

また、他の事業等と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

## 第7 その他

- 1 本事業における人件費の算定等にあつては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に従うものとする。
- 2 本事業において、農業機械を導入する際は、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによるものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 福島発農産物等戦略的情報発信事業実施要領（平成25年5月16日付け25食産第484号農林水産省食料産業局長通知）は、廃止する。なお、廃止前の同要領により平成28年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

### 附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月7日から施行する。

## (別記1)

### 福島県産米競争力強化支援事業

#### 1 事業の概要

本事業は、県オリジナル水稻品種である「福笑い」「天のつぶ」「里山のつぶ」において、実需が求める品質や供給量等に対応した高品質・良食味の米を安定的に供給できる産地を育成し、県産米のブランド力向上による風評払拭及び稲作農家の経営安定化を図るため、次に掲げる取組に要する費用を支援する。

##### (1) 県オリジナル米産地力強化推進支援

- ア 県全域及び地域段階における県や関係団体等で構成する県オリジナル米の生産振興と流通・販売の推進に向けた協議会の設置・運営
- イ 高品質・良食味米生産のための研修会の実施
- ウ 高品質・良食味米生産に資する技術対策等の情報共有及び普及指導

##### (2) 県オリジナル米生産技術力向上支援

- ア 高品質・良食味米生産技術の実証  
県内各地域の特色に応じた高品質・良食味米の生産技術を確立するため、福島県が設置した実証ほにおいて、リモートセンシングによる生育診断及び土壌分析等を実施
- イ モデル産地における高品質・良食味米生産に必要な設備・機器等の整備  
(2)のアで実証ほを設置した地域のうち先進的に取り組むモデル産地において高品質・良食味米生産に必要な機器等を整備

#### 2 事業実施主体

- (1) 1の(1)の取組に係る事業実施主体は、福島県とする。
- (2) 1の(2)のア及びイの取組に係る事業実施主体は、次に掲げる者とする。
  - ア 福島県
  - イ 農業協同組合、農業者団体（法人を含む）等  
農業者団体は、県内に住所地を有する農業者3戸以上で構成する組織とする。

#### 3 採択要件

- (1) 事業実施計画が事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

#### 4 交付対象経費

- (1) 1の(1)の取組に係る経費は、県オリジナル米生産・流通・販売推進に向け

た県全域及び地域協議会の設置・運営に要する経費（謝金、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費及び会場借料等）、研修会等の実施に要する経費（謝金、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、会場借料及び車両借上料等）とする。

- (2) 1の(2)に係る経費は、高品質・良食味米生産技術の実証に要する経費（報償費、消耗品費、燃料費、通信運搬費及び生育診断・土壌診断等の委託費等）、モデル産地における高品質・良食味米生産に必要な機器等の整備に要する経費（色彩選別機、穀粒判定機、品質判定機、ほ場管理システム、水管理システム等及び福島県知事が高品質・良食味米生産に必要と認めた機器等）とする。

ただし、次に掲げるものは、交付対象経費の対象外とする。

- ア 国等の他の助成事業による支援を受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費
- イ 米の生産費補填又は販売価格支持若しくは所得補償に係る経費
- ウ 取組の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- エ 事業所の家賃等事業実施主体の経常的な運営経費
- オ その他この取組を実施する上で必要と認められない経費及びこの取組の実施に要したことを証明できない経費

## 5 交付率

- (1) 1の(1)の取組に係る交付率は、定額とする。

- (2) 1の(2)のアの取組に係る交付率は、定額とする。

ただし、生育診断・土壌診断等の委託に要する経費は、1実証ほ当たり600千円を上限とする。

- (3) 1の(2)のイの取組に係る交付率は、1/2以内とする。

ただし、1事業主体当たり3,500千円を上限とする。

## 6 事業実施手続

- (1) 福島県産米競争力強化支援事業に関する実施要領の作成

福島県は取組の実施に当たり、あらかじめ当該取組の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続等を定めた事業実施要領を作成し、農産局長に提出し、その承認を受けるものとする。事業実施要領を変更する場合も同様とする。

- (2) 事業実施主体の実施計画の報告

福島県は、1の(2)の取組の実施に当たり、事業実施要領に基づき採択した事業実施計画をとりまとめ、農産局長に報告するものとする。

## 7 交付決定前の着手

事業の着手は、原則として、国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度においてやむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合

には、その理由を具体的に明記した福島県農林水産業復興創生事業交付金交付決定前着手届（別記様式3号）を、事業実施主体が福島県以外の場合には福島県知事に、事業実施主体が福島県の場合にあっては農産局長に提出するものとする。

(別記 2 - 1)

## ふくしまのももブランド強化安定生産対策事業

### 1 事業の概要

本事業は、地域のモデル的な共同防除組織等の育成・強化を支援するため、広域で行う薬剤防除の効率化のために必要な機械及び設備の導入、地域の合意による計画的な面的防風ネットの設置などを支援するとともに、品種構成を改善するため改植等へ支援することで長期出荷体制を構築し、もも産地の復興につなげるため、次に掲げる取組に要する費用を支援する。

#### (1) ふくしまのもも担い手ステップアップ事業

共同防除組織等が広域で行う薬剤防除の効率化のために必要な機械及び設備の導入に係る取組

#### (2) ふくしまのもも産地再生支援対策事業

ア 防風設備等の導入

共同防除組織等の合意に基づき計画的に整備する防風設備等の導入に係る経費

イ 品種構成の改善

「あかつき」中心の品種構成改善を目的に共同防除組織等が実施する改植・新植及び本事業による改植・新植に伴い発生する未収益期間における栽培管理の取組

### 2 事業実施主体

事業実施主体は、市町村、農業協同組合、農業者が組織する団体等とする。

### 3 採択要件

1 の取組に係る採択要件は、福島県が 7 の (1) により定める事業実施要領によるものとする。

### 4 交付対象経費

(1) 1 の (1) の取組に係る交付対象経費は、薬剤防除の効率化に要する備品費、資材購入費及び機械導入費とする。

(2) 1 の (2) の取組に係る交付対象経費は、資材購入費、リース料、燃料費、通信運搬費、改植・新植費及び未収益期間栽培管理費とする。

(3) 本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

### 5 交付率

(1) 1 の (1) のウの取組に係る交付率は、1 / 2 以内とする。

(2) 1 の (2) のアの取組に係る交付率は、5 / 6 以内とする。

(3) 1の(2)のイの取組に係る交付率は、定額（改植・新植：10/10、未収益期間栽培管理：220千円/10a）とする。

## 6 対象地域

1の取組の対象地域は福島県とし、その主たる受益地は原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に基づく生産緑地地区とする。

## 7 事業実施手続

### (1) ふくしまのももブランド強化安定生産対策事業

福島県は、1の取組の実施に当たり、あらかじめ、当該取組の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続等を定めたふくしまのももブランド強化安定生産対策事業実施要領（以下「事業実施要領」という。）を作成し、農産局長に提出して、その承認を受けるものとする。事業実施要領等を変更する場合も同様とする。

### (2) 事業実施主体の実施計画の報告

福島県は、1の取組の実施に当たり、事業実施要領等に基づき採択した事業実施計画を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

## 8 交付決定前の着手

事業の着手は、原則として、国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した福島県農林水産業復興創生事業交付金交付決定前着手届（別記様式第3号）を、農産局長に提出するものとする。

(別記 2 - 2)

## 風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業

### 1 事業の概要

本事業は、園芸産地自らが地域の特性を生かし、園芸産地の生産力を一層強化し、競争力の高い産地を育成するため、次の取組に要する経費を支援する。

#### (1) 競争力強化県推進事業

園芸産地の生産力強化や競争力の高い産地を育成するため、県域及び各地方で行う研修会や調査分析等の推進活動を支援

#### (2) 生産対策強化支援事業

市場等からの産地信頼回復に向けた取組や風評払拭の取組、創意工夫をこらした取組（オンリーワンの取組）、新たな挑戦に係る取組を行うため以下の取組を支援する。

##### ア 産地活動支援事業

作付実証や加工品試作及び求評会の開催、各種分析等に係る経費を支援

##### イ 生産体制強化支援事業

県育成品種の種苗や施設及び付帯設備、設備、機械等の導入に係る経費を支援

### 2 事業実施主体

(1) 1の(1)の取組に係る事業実施主体は、福島県とする。

(2) 1の(2)に係る事業実施主体は、市町村、公社、農業協同組合連合会及び農業協同組合、農業法人、農業者の組織する団体等とする。

### 3 採択要件

(1) 1の(1)の取組に係る採択要件は、事業目的に照らし適切なものであり、かつ事業を確実に遂行するために適切なものであること。

(2) 1の(2)の取組に係る採択要件は、福島県が7の(1)により定める事業実施要領によるものとする。

### 4 交付対象経費

(1) 1の(1)の取組に係る交付対象経費は、会場借料、通信運搬費、借上料、印刷製本費、資料購入費、原材料費、消耗品費、燃料費、委員旅費、調査旅費、謝金、役務費（分析・加工費）、手数料とする。

(2) 1の(2)のアの取組に係る交付対象経費は、新たに導入する優良品目・品種や新たな技術等の導入実証に係る経費、加工品試作及び求評会等の開催に係る経費、土壌分析等各種分析に係る経費等とし、会場借料、借上費、印刷製本費、ICT機器利用料、原材料費、委員旅費、調査旅費、謝金、委託費、役務費（分析費）、

手数料、印紙代とする。

(3) 1の(2)のイの取組に係る交付対象経費は、県育成品種の種苗購入経費、施設及び付帯設備、設備の資材購入費、機械等のリース導入経費とする。

(4) 本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

## 5 交付率

(1) 1の(1)の取組に係る交付率は定額とする。

(2) 1の(2)のアの取組に係る交付率は、定額とする。

(3) 1の(2)のイの取組に係る交付率は、1/2以内とする。

## 6 対象地域

(1) 1の(1)の取組の対象地域は福島県とする。

(2) 1の(2)の取組の対象地域は福島県とし、その主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項に基づく生産緑地地区とする。

## 7 事業実施手続

(1) 風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業実施要領の作成

福島県は、1の(2)の取組の実施に当たり、あらかじめ、当該取組の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続等を定めた風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業実施要領(以下「事業実施要領」という。)を作成して農産局長に提出し、その承認を受けるものとする。事業実施要領を変更する場合も同様とする。

(2) 事業実施主体の実施計画の報告

福島県は、1の(1)及び(2)の取組の実施に当たり、事業実施要領に基づき採択した事業実施計画を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

## 8 交付決定前の着手

事業の着手は、原則として、国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した福島県農林水産業復興創生事業交付金交付決定前着手届(別記様式第3号)を、事業実施主体が福島県以外の場合にあっては福島県知事に、事業実施主体が福島県の場合にあっては農産局長に提出するものとする。

(別記2-3)

## 地域特産活用産地づくり支援事業

### 1 事業の概要

地域特産物（本事業の対象品目はおたねにんじんとする。）について、種苗安定供給、収穫までの期間短縮技術の取組を支援し、地域特産物の新規栽培者の確保や規模拡大を促進し、風評に負けない揺るぎない産地を育成するため、次の取組に要する経費を支援する。

#### (1) 整備事業

おたねにんじんの新規作付や規模拡大等に必要な初期生産資材、施設及び付帯設備、設備、機械等の導入に要する経費を支援する。

#### (2) 種子確保事業

##### ア 採種促進支援

おたねにんじんの県育成品種及び在来品種の採種を行う取組を支援する。

##### イ 種子供給体制整備

おたねにんじんの県育成品種の実種維持及び採種ほを設置する。

#### (3) 技術向上支援事業

おたねにんじんの新規栽培者の確保、規模拡大、種苗供給体制の整備、生産組織等の育成を図る。

#### (4) 生産技術確立支援

「2年もの」おたねにんじんの低コスト、安定生産に向けた技術を確立する。

### 2 事業実施主体

(1) 1の(1)の取組に係る事業実施主体は、市町村、地域農業再生協議会、農業法人、営農集団、認定農業者等とする。

(2) 1の(2)のアの取組に係る事業実施主体は、採種を行う営農集団、認定農業者等とする。

(3) 1の(2)のイ、(3)及び(4)の取組に係る事業実施主体は、福島県とする。

### 3 採択要件

(1) 1の(2)のイ、(3)及び(4)の取組に係る採択要件は、事業目的に照らし適切なものであり、かつ事業を確実に遂行するために適切なものであること。

(2) 1の(1)及び(2)のアの取組に係る採択要件は、福島県が7の(1)により定める事業実施要領によるものとする。

### 4 交付対象経費

(1) 1の(1)の取組に係る交付対象経費は、初期生産資材、施設及び付帯設備、設備、機械等の導入に要する経費とする。

- (2) 1の(2)のアの取組に係る交付対象経費は、おたねにんじんの採種を行うほ場に対し、根の減収見合い分と種子販売額の差額等を支援する。
- (3) 1の(2)のイの取組に係る交付対象経費は、原種維持及び採種ほの設置に係る人件費、調査旅費、消耗品費、燃料費、光熱水費、役務費、負担金とする。
- (4) 1の(3)の取組に係る交付対象経費は、技術向上支援に係る謝金、調査旅費、燃料費、印刷製本費、会場借料とする。
- (5) 1の(4)の取組に係る交付対象経費は、生産技術の確立に係る人件費、調査旅費、消耗品費、燃料費、光熱水費、役務費、負担金とする。
- (6) 本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

## 5 交付率

- (1) 1の(1)の取組に係る交付率は定額又は1/2以内とする。
- (2) 1の(2)のアの取組に係る交付率は定額(1aあたり60千円)とする。
- (3) 1の(2)のイ、(3)及び(4)の取組に係る交付率は定額とする。

## 6 対象地域

- (1) 1の(1)及び(2)のアの取組の対象地域は福島県とし、その主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項に基づく生産緑地地区とする。
- (2) 1の(2)のイ、(3)及び(4)の取組の対象地域は福島県とする。

## 7 事業実施手続

- (1) 地域特産活用産地づくり支援事業実施要領の作成  
福島県は、1の(1)及び(2)のアの取組の実施に当たり、あらかじめ、当該事業の目的、内容、仕組み、補助金の交付手続等を定めた地域特産活用産地づくり支援事業実施要領(以下「事業実施要領」という。)を作成して農産局長に提出し、その承認を受けるものとする。事業実施要領を変更する場合も同様とする。
- (2) 事業実施主体の実施計画の報告  
福島県は、1の取組の実施に当たり、事業実施要領に基づき採択した事業実施計画を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

## 8 交付決定前の着手

事業の着手は、原則として、国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した福島県農林水産業復興創生事業交付金交付決

定前着手届（別記様式第3号）を、農産局長に提出するものとする。

(別記 2 - 4)

## 園芸グローバル産地育成強化事業

### 1 事業の概要

本事業は、輸出相手国の残留農薬基準や植物検疫の条件、品質等のニーズに対応した生産体制整備、さらには、最高の「ふくしまブランド」を輸出相手国に届けるための果樹・野菜の品目や輸送方法等に応じた鮮度及び品質維持可能な技術の実証のため、次の取組に要する経費を支援する。

#### (1) グローバル化実践支援事業

##### ア 新たな防除技術の実証

輸出相手国の植物検疫条件に対応するための新たな防除技術等の実証に係る経費を支援

##### イ 輸送技術や鮮度保持技術の実証

輸出相手国への流通に必要な保鮮流通技術等の実証に係る経費を支援

#### (2) ふくしまブランド産地整備事業

輸出相手国の残留農薬基準や植物検疫条件、品質等のニーズに対応した生産体制の整備等に係る経費を支援

### 2 事業実施主体

(1) 1の(1)のアの取組に係る事業実施主体は、福島県とする。

(2) 1の(1)のイ及び(2)の取組に係る事業実施主体は、市町村、農業協同組合、農業者が組織する団体等とする。

### 3 採択要件

(1) 1の(1)のアの取組に係る採択要件は、事業目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するために適切なものであること。

(2) 1の(1)のイ及び(2)の取組に係る採択要件は、福島県が7の(1)により定める事業実施要領によるものとする。

### 4 交付対象経費

(1) 1の(1)のアの取組に係る交付対象経費は、技術実証に必要な備品費、通信運搬費、資材購入費、消耗品費、借上料、負担金、謝金、調査旅費、人件費とする。

(2) 1の(1)のイの取組に係る交付対象経費は、技術実証に必要な通信運搬費、資材購入費、消耗品費、借上料、謝金、調査旅費とする。

(3) 1の(2)の取組に係る交付対象経費は、検疫対策等に有効な施設及び付帯設備(雨除けハウス、パイプハウス等)・設備の資材購入費、機械等(スピードスプレーヤー等)のリース導入経費とする。また、出荷期間や園地規模の拡大、品質

向上のために必要な施設及び付帯施設（果樹棚、かん水・換気装置、電照資材、防虫ネット等）・設備の資材購入費、機械等（高所作業台車、暖房機、保冷库、スピードスプレーヤ等）のリース導入経費とする。

- (4) 本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

## 5 交付率

- (1) 1 の (1) の取組に係る交付率は定額とする。  
(2) 1 の (2) の取組に係る交付率は 2 / 3 以内とする。

## 6 対象地域

- (1) 1 の (1) のアの取組の対象地域は福島県とする。  
(2) 1 の (1) のイ及び (2) の取組の対象地域は福島県とし、その主たる受益地は原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に基づく農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 3 条第 1 項に基づく生産緑地地区とする。

## 7 事業実施手続

### (1) 園芸グローバル産地育成強化事業

福島県は、1 の (1) のイ及び (2) の取組の実施に当たり、あらかじめ、当該取組の趣旨、内容、仕組、補助金の交付手続等を定めた園芸グローバル産地育成強化事業実施要領（以下、「事業実施要領」という。）を作成し、農産局長に提出し、その承認を受けるものとする。事業実施要領を変更する場合も同様とする。

### (2) 事業実施主体の実施計画の報告

福島県は、1 の (1) 及び (2) の取組の実施に当たり、事業実施要領に基づき採択した事業実施計画を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

## 8 交付決定前の着手

事業の着手は、原則として、国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した福島県農林水産業復興創生事業交付金交付決定前着手届（別記様式第 3 号）を、農産局長に提出するものとする。

(別記3-1)

## 福島県農産物競争力強化事業

### 1 事業の概要

本事業は、「福島牛」のブランド力強化を図るため、オレイン酸等が豊富なプレミアム感の高い和牛肉を作り出す遺伝的改良能力に優れた種雄牛の造成及び繁殖雌牛群の整備に向けたゲノム解析、産肉能力の評価分析、ゲノム解析等に基づいた和牛の交配・選抜等に係る取組を支援する。

### 2 事業実施主体

事業実施主体は、福島県とする。

### 3 採択要件

- (1) 各取組の実施計画が事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 業務の委託先が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

### 4 事業の委託

- (1) 1の(1)の取組については、その業務の一部を必要に応じて公益法人、独立行政法人等に委託して実施することができるものとする。なお、委託を行うに当たっては、ゲノム解析、ゲノム解析等に基づいた和牛の交配・選抜等根幹をなす業務の委託は認めないものとする。また、ゲノム解析やその評価に係るリファレンス集団の確保については、独立行政法人家畜改良センターと連携、協力して取り組むものとする。
- (2) 福島県は、他機関に委託する必要性及び委託先との役割分担を十分に検討した上で委託する業務を決定するとともに、有識者による審査や競争入札等透明性を確保した方法により委託先を選定するものとする。
- (3) 業務委託を行うに当たっては、委託する業務の内容、委託理由、委託先、委託先の選定方法及び委託額を事業実施計画に明記するものとする。

### 5 交付対象経費

1の(1)の取組に係る交付対象経費は、ゲノム解析に必要な経費（ゲノム解析費、物品購入費、分析機器保守点検料、調査旅費等）、ゲノム解析結果の取りまとめに必要な経費（データ集計賃金、報告書印刷費等）、ゲノム解析等に基づいた和牛の交配・選抜に要する経費（事業推進会議開催費、指導謝金、旅費、役務費等）とし、当該取組の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

## 6 交付率

本事業の交付率は定額とする。

## 7 交付決定前の着手

事業の着手は、原則として、国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した福島県農林水産業復興創生事業交付金交付決定前着手届（別記様式第3号）を畜産局長に提出するものとする。

(別記3-2)

## 肥育経営基盤強化型素牛導入事業

### 1 事業の概要

本事業は、福島県内の和牛肥育農家が県内の子牛セリ市場から優良肥育素牛を導入し、福島県が行う肥育データ等の収集分析への協力を行うとともにフィードバックされる分析結果を活用することにより、福島県産牛の更なる高品質化及び和牛肥育農家の経営体質強化を図る取組を支援する。

### 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、農業者の組織する団体及び公益社団法人等とする。

### 3 採択要件

- (1) 事業実施主体が作成する事業実施計画が、本事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、本事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

### 4 交付対象経費

1の取組に係る交付対象経費は、福島県が別に定める「モデル牛」又は「優良牛」の定義を満たす肥育素牛を導入した者に対し、福島県が別に定める飼養管理メニューを実施し、高品質な肉用牛生産に向けたデータ収集・分析及びフィードバックされる分析結果の活用を促すための奨励金とする。

### 5 交付率

本事業の交付率は定額とし、次に掲げるとおりとする。

- (1) 4の「モデル牛」に該当する肥育素牛を導入した場合は100,000円/頭以内
- (2) 4の「優良牛」に該当する肥育素牛を導入した場合は70,000円/頭以内

### 6 事業実施手続

#### (1) 肥育経営基盤強化型素牛導入事業に関する事業実施要領の作成

福島県は1の取組の実施に当たり、あらかじめ、当該取組の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続等を定めた肥育経営基盤強化型素牛導入事業に関する実施要領（以下「事業実施要領」という。）を作成し、畜産局長に提出し、その承認を受けるものとする。事業実施要領を変更する場合も同様とする。

#### (2) 事業実施主体の実施計画の報告

福島県は、1の取組の実施に当たり、事業実施要領に基づき採択した事業実施計画を取りまとめ、畜産局長に報告するものとする。

### 7 交付決定前の着手

事業の着手は、原則として、国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当

該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した福島県農林水産業復興創生事業交付金交付決定前着手届（別記様式第3号）を福島県知事に提出するものとする。

(別記3-3)

## 福島県生乳生産基盤緊急強化対策事業

### 1 事業の概要

本事業は、福島県における生乳生産基盤の強化を強力に推進するため、生乳生産者団体等による、その構成員が乳用雌牛の増頭又は能力向上を実施し、生乳生産量の増加を図るための次の取組に必要な経費を支援する。

#### (1) 福島県生乳生産基盤の強化

##### ア 福島県生乳生産基盤強化計画の策定

事業実施主体が行う、福島県の生乳生産を支える中核農家の構成員が国産飼料の給与割合を増加しつつ、乳用雌牛の増頭又は能力向上により、生乳生産基盤の強化を図るための計画及び目標の策定

##### イ 乳用牛増頭奨励金

事業実施主体が行う、その構成員が生乳生産基盤強化計画に基づく乳用初妊牛の外部導入により、生乳生産基盤の強化の目標を達成するために乳用雌牛を増頭する場合における当該増頭分への奨励金の交付

##### ウ 乳用牛改良基盤の再構築支援

事業実施主体が行う、福島県の乳用牛改良基盤の再構築に向け、高能力牛への転換を図る以下の取組を支援

(ア) 長命連産能力の高い種雄牛由来の性選別精液を利用する取組

(イ) 生後月齢12ヵ月までの牛を対象とした遺伝的能力の評価

#### (2) 事業推進

事業実施主体が行う、事業を円滑に推進するための取組

##### ア 乳用牛増頭奨励金に係る推進事務費

##### イ 乳用牛改良基盤の再構築支援に係る推進事務費

### 2 事業実施主体

1の取組の事業実施主体となる生乳生産者団体等は、福島県知事が定める団体等とする。

### 3 採択要件

1の取組に係る採択要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施計画が事業の趣旨に照らして適切なものであり、かつ事業を確実に遂行するために適切であるものであること。

(2) 福島県が7の(1)により定める事業実施要領に定める要件を満たしていること。

### 4 交付対象経費

(1) 本事業の交付対象経費は別表 1 及び 2 の経費のうち本事業に直接必要なものであって、本事業の対象として明確に区別できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表 1 及び 2 の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

(2) 補助の対象にならない経費

事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は対象経費とならない。

ア 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組の経費

イ 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費

ウ その他当該事業の実施に直接関係のない経費

## 5 交付率

本事業における交付率は別表 1 に掲げるとおりとする。

## 6 事業要件等

(1) 対象農家

本事業の奨励金の交付対象となる酪農家は、成畜(24 か月齢以上)雌牛頭数 120 頭未満の農家とし、交付対象となる乳用雌牛の頭数は 1 経営体当たり 60 頭を上限とする。

(2) 対象牛

本事業の奨励金の対象となる牛は、福島県が定める方法により外部から導入された乳用初妊牛とする。

ただし、国又は独立行政法人農畜産業振興機構から乳用初妊牛の導入に係る補助金の交付を受けた牛は対象外とする。

(3) 性選別精液

本事業の対象となる性選別精液は、国内種雄牛の総合指数上位 40 位以内に相当する遺伝的能力を有したことがある種雄牛から生産された精液とする。

ただし、人工授精を行う乳用牛 1 頭につき、性選別精液の利用は 2 回までとする。

(4) 遺伝的能力の評価

本事業の遺伝的能力評価の対象となる牛は、生後 12 ヶ月までの雌牛とする。

ただし、国又は独立行政法人農畜産振業興機構から遺伝的能力評価に係る補助金の交付を受けた牛は対象外とする。

(5) 成果目標

本事業のうち、1 の (1) のイに取り組む者及び 1 の (1) のウに取り組む生乳生産者団体等は、事業実施翌年度の生乳生産量を事業実施前年度と比べて 10 %以上増加させる目標を立てるものとする。

併せて、国産飼料の給与割合を増加するため、1 の (1) のイに取り組む者は事業実施年度の翌年度の成畜(24 か月齢以上)雌牛 1 頭当たりの輸入粗飼料購入

量を 2,500kg 以下とする目標を立てるものとする。ただし、事業実施前年度の輸入粗飼料購入量が成畜雌牛 1 頭当たり 2,500kg 以下である場合はそれ以下とする。

## 7 事業実施手続

### (1) 事業実施要領の策定

福島県は 1 の取組の実施に当たり、あらかじめ、当該取組の趣旨、内容、仕組み、6 に定める事業要件等及び補助金の交付手続等を定めた福島県生乳生産基盤緊急強化対策事業実施要領（以下「事業実施要領」という。）を作成し、畜産局長に提出し、その承認を受けるものとする。事業実施要領を変更する場合も同様とする。

### (2) 事業実施主体の実施計画の報告

福島県は 1 の取組の実施に当たり、事業実施要領に基づき採択した事業実施計画を取りまとめ、畜産局長に報告するものとする。

## 8 交付決定前の着手

事業の着手は、原則として、国からの交付決定通知をうけて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した福島県農林水産業復興創生事業交付金交付決定前着手届（別記様式第 3 号）を畜産局長に提出するものとする。

別表 1（1、4 及び 5 関係）

補助対象経費	補助率
<p>1 福島県生乳生産基盤の強化</p> <p>(1) 福島県生乳生産基盤強化計画の策定 事業実施主体が行う、福島県の生乳生産を支える中核農家の構成員が乳用雌牛の増頭又は能力向上により、生乳生産基盤の強化を図るための計画及び目標の策定</p> <p>(2) 乳用牛増頭奨励金 事業実施主体が行う、その構成員が生乳生産基盤強化計画に基づく乳用初妊牛の外部導入により、生乳生産基盤の強化の目標を達成するために乳用雌牛を増頭する場合における当該増頭分への奨励金の交付</p>	<p>定額</p> <p>定額 27.5 万円/頭以内 ただし、購入価格が 27.5 万円/頭以下の乳用牛については、購入価格を上限とする</p>

<p>(3) 乳用牛改良基盤の再構築支援</p> <p>事業実施主体が行う、福島県の乳用牛改良基盤の再構築に向け、高能力牛への転換を図る取組を支援</p> <p>ア 性選別精液の利用 能力の高い種雄牛由来の性選別精液を利用する取組に必要な経費</p> <p>イ 遺伝的能力の評価 生後月齢12ヵ月までの牛を対象とした遺伝的能力の評価に必要な経費</p> <p>2 事業推進</p> <p>事業実施主体が行う、事業を円滑に推進するための取組に必要な経費</p> <p>(1) 乳用牛増頭奨励金に係る推進事務費</p> <p>(2) 乳用牛改良基盤の再構築支援に係る推進事務費</p>	<p>1 / 2 以内 (ただし、9 千円 / 個 を上限とする)</p> <p>1 / 2 以内 (ただし、5 千円 / 頭 を上限とする)</p> <p>定額</p> <p>定額</p>
--	---

別表2（4関係）

補助対象経費

事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	備考
事業費	奨励金	事業実施主体の構成員が乳用雌牛を増頭した場合、当該増頭分に対する奨励金	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代及びデータ通信の経費	・切手は物品受払簿で管理すること
	性選別精液及び性選別受精卵導入費	性選別精液及び性選別受精卵の購入費	
	サンプル検査費	本事業を実施するために直接必要なサンプルの検査に必要な経費	
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、実務機器等の借上経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること ・技術実証主体が試作品の開発や施設を改修する場合の費用も含む
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額な物品の経費 ・CD-ROM等の少額な記録媒体 ・試験等に用いる少額な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること

	光熱水費	事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費（ただし、基本料金は除く。）	
	データ収集・処理・分析費	事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な人件費	
	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費（ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る）	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社又は2社のみが扱っている場合を除く）やカタログ等を添付すること
旅費	調査員旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する民間団体等	・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにす

		が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	ること ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする ・補助金の額の50%未満とすること ・事業そのもの、又は、事業の根幹を成す実務の委託は認めない
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付けする印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費	

(別記4)

## 福島県農林水産物ブランド力向上促進技術開発事業

### 1 事業の概要

本事業は、福島県産オリジナル品種の販売促進のために必要な生産・加工技術の開発等に向けた次に掲げる取組に要する経費を支援する。

- (1) 競争力強化に向けた福島県オリジナル品種等の開発・適応化  
県オリジナル新品種を開発するための研究を実施する。
- (2) 福島牛のおいしさ評価法の開発  
福島県産和牛の総合評価技術を開発するための研究を実施する。
- (3) 市場ニーズに対応した県産農産物の「強み」の創出  
福島県産の農産物について、流通・加工に関する新技術を開発するための研究を実施する。

### 2 事業実施主体

- (1) 1の(1)及び(3)の取組に係る事業実施主体は、福島県とする。
- (2) 1の(2)の取組に係る事業実施主体は、福島県、大学、民間企業等で構成されるコンソーシアムとする。

### 3 交付対象経費

本事業に係る交付対象経費は、取組に直接要する別紙1に掲げる経費であって、当該取組の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、次の経費は、国の交付対象とはしない。

- (1) 国等の他の助成事業による支援を受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費
- (2) 取組の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (3) 事業所の家賃等事業実施主体の経常的な運営経費
- (4) その他これらの取組を実施する上で必要と認められない経費及びこれらの取組の実施に要したことを証明できない経費

### 4 交付率

本事業の交付率は定額とする。

### 5 対象地域

福島県とする。

### 6 事業実施手続

- (1) 福島県農林水産物ブランド力向上促進技術開発事業に関する実施要領の作成  
福島県は、1の(2)の取組の実施に当たり、あらかじめ、当該取組の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続等を定めた福島県農林水産物ブランド力向上促進技術開発事業に関する実施要領（以下「事業実施要領」という。）を作成し、農林水産技術会議事務局長に提出し、その承認を受けるものとする。事業実施要領を変更する場合も同様とする。
- (2) 事業実施主体の実施計画の報告  
福島県は、1の(2)の取組の実施に当たり、事業実施要領に基づき提出された事業実施計画を取りまとめ、農林水産技術会議事務局長に報告するものとする。

## 7 交付決定前の着手

事業の着手は、原則として、国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した福島県農林水産業復興創生事業交付金交付決定前着手届（別記様式第3号）を農林水産技術会議事務局長に提出するものとする。

別紙1 (別記4 関係)

福島県農林水産物ブランド力向上促進技術開発事業の取組に係る対象経費

費目	細目	内容	注意点
人件費		<p>研究員等（ポストドクターを含む）の人件費                      （ただし、（2）の事業に限る。                      また、国又は地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人件費を負担している法人（地方公共団体を含む）については、常勤職員の人件費は計上できない）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計上に当たっては、研究員の勤務時間のうち本事業が占める割合（研究専従比率）を人件費単価に乗じた額とする</li> <li>人件費単価の考え方は「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日22経第960号大臣官房経理課長通知）に従うものとする</li> </ul>
謝金		<p>本事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること</li> <li>事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない</li> </ul>
旅費	委員旅費	<p>本事業を実施するために直接必要な会議への出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費</p>	
	調査旅費	<p>本事業を実施するために直接必要な専門員が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等にかかる経費</p>	
	費用弁償	<p>会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正法による改正後の地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員を対象とする</li> <li>本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名</li> <li>所属等について、各事業実施計画に明記すること</li> <li>費用弁償の単価の設定根拠となる資料を添付すること</li> </ul>
機械、設備、備品費		<p>本事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費（ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る）                      また、（2）の事業に参画する民間企業等から調達する場合には、利益排除による原価での取得とするものとする</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原型のまま比較的長期に反復使用できるもので、取得価格が5万円以上のもの</li> <li>取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること</li> <li>耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること</li> <li>当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと</li> </ul>
事業費	会場借料	<p>本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費</p>	
	通信運搬費	<p>本事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代として支払われる経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>切手は物品受払簿で管理すること</li> </ul>

	借上費	本事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場、契約を伴う車両等の借上げ経費	
	印刷製本費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
	資料購入費	本事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献にかかる経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く
	原材料費	本事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要原材料にかかる経費	・原材料は物品受払簿で管理すること
	消耗品費	本事業を実施するために直接必要な次の物品にかかる経費 ・短時間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額（5万円未満）な物品の経費 ・CD-ROM等の少額（5万円未満）な記録媒体 ・試験等に用いる少額（5万円未満）な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること
	光熱水料、燃料費	本事業を実施するために直接必要な施設の電気、ガス及び水道料等	
	賃金	研究開発に従事する研究補助者等の賃金（ただし、（2）の事業に限る）	
給料		会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正法による改正後の地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に規定する会計年度任用職員を対象とする</li> <li>・給与については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする</li> <li>・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること</li> <li>・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること</li> <li>・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない</li> </ul>
報酬		会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正法による改正後の地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員を対象とする</li> <li>・報酬については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬の単価の設定根拠となる資料を添付すること</li> <li>・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること</li> <li>・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない</li> </ul>
職員手当		<p>会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地手当</p> <p>会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正法による改正後の地方公務員法第二十二條の二第一項第一号及び第二号に規定する会計年度任用職員を対象とする</li> <li>・職員手当等の単価の設定根拠となる資料を添付すること</li> <li>・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること</li> <li>・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない</li> </ul>
委託費		<p>本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、イベント企画運営、分析、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む）に委託するために必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り委託できるものとする</li> <li>・交付金の額の50%未満とすること</li> <li>・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない</li> <li>・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る</li> </ul>
役務費	試験・分析費	<p>本事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を行う経費。事業実施に必要な機器類の点検費</p>	
雑役務費	手数料	<p>本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料。学会参加費</p>	
	印紙代	<p>本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費</p>	
	社会保険料	<p>事業を実施するために直接新たに雇用した者に係る社会保険料の事業主負担分にかかる経費</p>	
	通勤費	<p>事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤にかかる経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤費支払の根拠となる規程（又は準ずる規程）及び経路図を添付すること</li> </ul>

(注) 上記の経費であっても次の場合にあつては認めないものとする。

- ・本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合。
- ・事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合。

(別記5-1)

## 第三者認証GAP等取得促進事業

### 1 事業の概要

本事業は、農業者等によるGLOBALG.A.P.、JGAP等の第三者認証GAP等の認証（以下「GAP認証」という。）取得の推進及び産地の作物生産におけるGAPの実践状況等の内容を消費者・実需者等が確認できるシステム（以下「GAPの見える化システム」という。）の構築のため、次に掲げる取組に要する費用を支援する。なお、ASIAGAPについては、取得済認証の維持審査に限り、当該認証の維持審査受審期限まで受審可能であるため、維持のみ支援対象とする。

#### (1) GAP認証取得等の取組支援

##### ア GAP認証の新規取得又は継続

農林産物のGAP認証の新規取得又は継続（以下「取得」という。）に必要な審査受審

##### イ GAP認証の取得に係る研修の受講

GAP認証の取得を目指し、生産工程の適切な管理を実施するための研修の受講

##### ウ ICTを活用した情報システムの利用

GAP認証の取得に向けた、ICTを活用した作業工程管理等の高度化を図るシステムの導入

##### エ 調査・分析の実施

GAP認証の取得に当たり必要な残留農薬、土壌及び水質の調査・分析

##### オ 認証に対応する施設の改修及び改修に必要な資材の導入

集出荷・調製施設等をGAP認証の取得に対応させるために必要な資材の導入及び改修

##### カ 団体認証取得産地への支援

産地事務局への指導、産地の指導員等の養成等、団体認証を取得する生産者の増加に向けた取組を実施する。

##### キ その他必要な取組

アからカまで以外の取組であって、福島県知事が、農産局長と協議の上、事業の目的を達成するために必要と認める取組を実施する。

#### (2) GAP認証取得等の支援体制整備

##### ア 検討会等の開催

GAP認証を取得する生産者の増加や取組の質の向上等を図るため、その推進体制や普及方策等に関する検討会及び研修会を実施する。

##### イ 指導員・審査員の育成

GAP認証の普及に向け、指導員（生産者に対してGAPに係る指導を行う者をいう。）や審査員（GAP認証の基準に照らし、産地が実践するGAPの内容を審査する者をいう。）を育成するため、県の普及指導員等を対象に、GAP認証の運営主体、コンサルタント等の講師を招聘して研修会を開催するほか、関係する研修会に県の普及指導員等を派遣する等の取組を実施する。

##### ウ 基準書、マニュアル等の作成

GAP認証の取得拡大に向け、必要な基準書や実施要領等を作成する。また、生産者等向けの取組マニュアル等を作成する。

エ 農場審査の実施等

生産者の取組の質の向上等を図り、農林産物の安全対策等の実践を確認する体制を確立するため、産地において、指導員によるGAPに係る推進指導や、審査員による実践内容の現地審査及び確認等を実施する。

オ 農業教育施設におけるGAP認証の取得促進

農業高校及び農業短期大学校等の農業教育機関において、GAP認証の取得に向けた研修会の開催、コンサルタント等の招聘、指導員の育成及び認証取得に必要な資材の導入及び施設の改修並びにGAP認証の普及に向けた啓発資材の作成等の取組を実施する。

カ その他必要な取組

アからオまで以外の取組であって、福島県知事が、農産局長と協議の上、事業の目的を達成するために必要と認める取組を実施する。

(3) GAPの見える化システムの構築

ア 検討会の開催

GAPの見える化システムの構築にあたって必要となるコンテンツ等の内容を検討、整理するため、外部有識者等を含む検討会を実施する。

イ システム開発

アの検討会の検討結果を踏まえGAPの見える化システムの開発を行う。

ウ システム管理

イにより開発されたGAPの見える化システムの管理・運営を行う。

エ 消費者等の理解促進と商品の供給拡大

GAP認証を取得した農林産物に関する消費者・実需者等の理解を促進し、商品の供給を拡大するため、消費者・実需者等を対象にしたセミナー及び見学会の開催、パンフレット及びポスター等の作成・配布等の取組を行う。

オ その他必要な取組

アからエまで以外の取組であって、福島県知事が、農産局長と協議の上、事業の目的を達成するために必要と認める取組を実施する。

2 事業実施主体

(1) 1の(1)の取組に係る事業実施主体は、農業者、農業者の組織する団体、農事組合法人又は農事組合法人以外の農地所有適格法人等とする。

(2) 1の(2)及び(3)の取組に係る事業実施主体は、福島県とする。

ただし、1の(2)のアからウまで及び(3)のエの取組については、福島県内の市町村等が、福島県の定めるところにより、福島県と共に事業実施主体となることができるものとする。

3 採択要件

(1) 1の(1)の取組に係る採択要件は、次に掲げるとおりとする。

ア 事業実施計画が、事業の趣旨に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するために適切なものであること。

イ 事業実施主体が、事業実施から1年以内にGAP認証を取得し、取引拡大する意思を書面で示していること。

- (2) 1の(2)及び(3)の取組に係る採択要件は、事業実施計画が、事業の趣旨に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであることとする。

#### 4 事業の委託

1に掲げる各取組については、その業務の一部を、必要に応じて第三者（福島県の構成員を除く。）に委託することができるものとする。なお、委託を行うに当たっては、事業の全部又は根幹をなす業務の委託は認めないこととし、(1)の取組については交付金額の50%未満に係る部分のみ委託することができることとする。

#### 5 交付対象経費

##### (1) 対象経費の範囲

ア 1の(1)に係る交付対象経費は本事業に直接必要な別紙2の経費であって、本事業に係るものとして明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるもののみとする。なお、直接要した経費はその根拠を明確にするとともに、適切かつ明確に区分して計上することとする。

なお、その経理に当たっては、別紙2に定める費目ごとに整理するとともに、他の事業等と区別して経理を行うこととする。

イ 1の(2)に係る交付対象経費は、検討会等の開催、指導員等の育成、基準書等の作成及び農場審査等の実施等に要する備品費、事業費（会場借料、通信運搬費、借上費、印刷製本費、資料購入費、参加負担金、資材費、改修費及び消耗品費）、旅費、謝金、給料、報酬、職員手当、委託費、役務費、雑役務費等とする。

ウ 1の(3)に係る交付対象経費は、検討会、セミナー及び見学会の開催、システムの開発・管理・運営及びパンフレット等PR資材の作成・配布に要する備品費、事業費（会場借料、通信運搬費、借上費、印刷製本費、資料購入費及び消耗品費）、旅費、謝金、給料、報酬、職員手当、委託費、役務費、雑役務費等とする。

##### (2) 対象経費として申請できない経費

事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は対象経費として申請できないものとする。

ア 事業実施に直接関係ない経費

イ 事業実施主体の経常的な運営経費

ウ 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

エ 対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に交付率を乗じて得た金額）

##### (3) 留意事項

ア 国の他の事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組について

は、本事業の支援対象外とする。

イ 1の(1)のオに掲げる取組に係る経費については、維持管理等に係る経費は対象としないほか、図面等により設置箇所及び必要数量等を明示するものとする。

## 6 交付率

本事業の交付率は定額とする。

## 7 事業実施手続

### (1) 第三者認証GAP等取得促進事業に関する事業実施要領の作成

福島県は、1の(1)、(2)のアからウまで及び(3)のエの取組の実施に当たり、あらかじめ、当該取組の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続等を定めた第三者認証GAP等取得促進事業に関する実施要領（以下「事業実施要領」という。）を作成し、農産局長に提出し、その承認を受けるものとする。事業実施要領を変更する場合も同様とする。

### (2) 事業実施主体の実施計画の報告

福島県は、1の(1)の取組の実施に当たり、事業実施要領に基づき採択した事業実施計画を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

## 8 交付決定前の着手

事業の着手は、原則として、国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した福島県農林水産業復興創生事業交付金交付決定前着手届（別記様式第3号）を農産局長に提出するものとする。

別紙2 (別記5-1関係)

第三者認証GAP取得等の取組支援に係る対象経費

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代として支払われる経費	・切手は物品受払簿で管理すること
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献にかかる経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く
	参加負担金	構成員等が指導員研修を受講するため等に必要経費	
	資材費・改修費	事業を実施するために直接必要な資材の購入及び改修に必要な経費であって福島県知事が別途認めるもの	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な次の物品にかかる経費 ・短期間(事業実施期間内)又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品に係る経費 ・CD-ROM等の少額な記録媒体 ・試験等に用いる少額な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること
	ICT機器利用費	精密農業に必要なICT機器等の利用料として支払われる経費	
認証取得費	第三者認証GAP等の認証取得にかかる経費 ・認証審査費 ・分析・調査費 ・改修・機器導入費 ・報告書作成費 ・審査員及び審査に必要となる者に係る旅費		
旅費	委員等旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	専門員旅費	事業を実施するために直接必要な専門員が行う、資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
	研修旅費	構成員等が指導員研修受講や先進事例等を収集するために必要経費	
	費用弁償	会計年度任用職員(パートタイム)に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用	・「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年5月17日法律第29号。以下「改正法」という)」による改正後の地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員を対象とする

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること</li> <li>・費用弁償の単価の設定根拠となる資料を添付すること</li> </ul>
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること</li> <li>・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない</li> </ul>
給料		会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正法による改正後の地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に規定する会計年度任用職員を対象とする</li> <li>・給与については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号 農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする</li> <li>・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること</li> <li>・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること</li> <li>・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない</li> </ul>
報酬		会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正法による改正後の地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員を対象とする</li> <li>・報酬については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号 農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする</li> <li>・報酬の単価の設定根拠となる資料を添付すること</li> <li>・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること</li> <li>・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない</li> </ul>
職員手当		会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地手当 会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正法による改正後の地方公務員法第二十二条の二第一項第一号及び第二号に規定する会計年度任用職員を対象とする</li> <li>・職員手当等の単価の設定根拠となる資料を添付すること</li> <li>・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない</li> </ul>
委託費		<p>本事業の交付目的たる事業の一部分(例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の者(応募団体が民間企業の場合、自社を含む)に委託するために必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする</li> <li>・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない</li> <li>・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る</li> </ul>
役務費		<p>事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試作品の製作・加工について、他者に設計図を示して製作・加工を行ってもらった場合の費用を含む</li> </ul>
雑 役 務 費	手数料	<p>事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料として支払われる経費</p>	
	印紙代	<p>事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費</p>	
	社会保険料	<p>事業を実施するために直接新たに雇用した者に係る社会保険料の事業主負担分に係る経費</p>	
	通勤費	<p>事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤に係る経費</p>	

(注) 上記欄の経費であっても次の場合にあっては認めないものとする。

- ・本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合。
- ・事業の有無にかかわらず具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合。

(別記 5 - 2)

## 環境にやさしい農業拡大事業

### 1 事業の概要

本事業は、有機農産物等（有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）第 2 条に定める有機農業で生産された農産物をいう。以下同じ。）の供給拡大等を図るため、次の取組に要する経費を支援する。

#### (1) 有機 J A S 認証等拡大推進

福島県産の有機農産物（有機農産物の日本農林規格（平成 17 年農林水産省告示第 1605 号）の供給拡大に向けた、次に掲げる取組

##### ア 有機 J A S 認証取得支援

福島県の農業者等が生産する農産物についての有機 J A S 認証の新規取得又は継続に係る費用の支援

##### イ 有機 J A S 小分認証取得支援

###### (ア) 施設整備

新たに福島県産有機農産物の小分けを行う事業者の有機 J A S 小分認証取得に要する施設の整備費用の支援

###### (イ) 小分認証新規取得

新たに福島県産有機農産物の小分けを行う事業者の有機 J A S 小分認証の新規取得に要する費用の支援

#### (2) 有機農産物等の供給体制の整備

有機農産物等の安定的な生産及び出荷体制を構築するため、有機農産物等の生産又は出荷に必要な施設又は機械を導入する。

#### (3) 有機農産物等の消費・流通拡大

生産者向けの販売力向上セミナーの開催や、商談会の開催、共同出荷の実証等、販路確保に向けた取組

#### (4) 有機農業技術研究開発

有機農産物等の生産に関する新技術を開発するための研究

#### (5) 新たに開発された技術等の実証・普及展示

新たに開発された有機農産物等の生産に関する技術、地域の先進的な技術及び既に開発されている技術等で地域への定着が遅れている技術等の実証・普及展示

### 2 事業実施主体

(1) 1 の (1) のアの取組に係る事業実施主体は、農業者、農業者の組織する団体、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人とする。

(2) 1 の (1) のイの取組に係る事業実施主体(実施要綱別表の事業の種類欄の 5 の (2) の環境にやさしい農業拡大事業の事業の内容欄の 1 の (2) の取組に係る事業実施主体の欄の地方課長等が別に定める民間団体、農業協同組合又は農

業者の組織する団体)は、福島県知事が定める要件を満たす新たに福島県産有機農産物の小分けを行う事業者(民間団体、農業協同組合又は農業者の組織する団体)とする。

- (3) 1の(2)の取組に係る事業実施主体(実施要綱別表の事業の種類欄の5の(2)の環境にやさしい農業拡大事業の事業の内容欄の1の2の取組に係る事業実施主体の欄の地方課長等が別に定める農業者の組織する団体等)は、福島県知事が定める農業者の組織する団体等とする。
- (4) 1の(3)から(5)までの取組に係る事業実施主体は、福島県とする。

### 3 採択要件

- (1) 1の(1)及び(2)の取組に係る採択要件は、次に掲げるとおりとする。
- ア 事業目的に沿った取組であること。
  - イ 事業実施主体が農業者の組織する団体の場合は、代表者及び意思決定方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした組織の運営等に係る規約が定められていること。
  - ウ 福島県知事が定める要件を満たしていること。
- (2) 1の(3)から(5)までの取組に係る採択要件は、次に掲げるとおりとする。
- ア 事業目的に沿った取組であること。
  - イ 事業の取組内容が、事業スケジュール等から適切であること。

### 4 交付対象経費

- (1) 1の(1)のアの取組に係る交付対象経費は、有機JAS認証等料(受講料、申請料、実地検査費用、年次調査手数料)とする。また、認証の継続に係る費用の支援については、同一の事業実施主体が支援を受けられるのは4ヵ年までとする。
- (2) 1の(1)のイの(ア)の取組に係る交付対象経費は、有機JAS小分認証の新規取得に必要な施設の整備・改修費とする。
- (3) 1の(1)のイの(1)の取組に係る交付対象経費は、有機JAS小分認証等料(受講料、申請料、実地検査費用、年次調査手数料)とする。
- (4) 1の(2)の取組に係る交付対象経費は、有機農産物等の生産・出荷体制の整備に必要な紙マルチ田植機、機械除草機等の農業用機械にあっては、その購入費とする。また、パイプハウス、予冷库等の施設にあっては、工事費、実施設計費及び工事雑費とする。
- ただし、次に掲げるものは、交付対象経費の対象外とする。
- ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができないもの
  - イ リース方式による農業用機械、施設の導入
- (5) 1の(3)の取組に係る交付対象経費は、取組に直接要する別紙3の1に掲げる経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類に

よって金額等が確認できるものとする。

なお、次の経費は、国の交付対象とはしない。

ア 国等の他の助成事業による支援を受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費

イ 農産物の生産費補填又は販売価格支持若しくは所得補償に係る経費

ウ 販売促進のためのPR活動としてのポスター、リーフレット等の作成費、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝・広告に係る経費

エ 取組の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

オ 事業所の家賃等事業実施主体の経常的な運営経費

カ その他この取組を実施する上で必要と認められない経費及びこの取組の実施に要したことを証明できない経費

(6) 1の(4)及び(5)の取組に係る交付対象経費は、当該取組に直接要する別紙3の2に掲げる経費であって、当該取組の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、次の経費は、国の交付対象とはしない。

ア 国等の他の助成事業による支援を受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費

イ 取組の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

ウ 事業所の家賃等事業実施主体の経常的な運営経費

エ その他この取組を実施する上で必要と認められない経費及びこの取組の実施に要したことを証明できない経費

## 5 交付率

(1) 1の(1)のアの取組に係る交付率は次に掲げるとおりとする。

ア 新たに有機JAS認証を取得する者の初年度に要する経費は3/4以内

イ 新たに有機JAS認証を取得する者の2年度以降に要する経費及び有機JAS認証を継続して取得している者にあっては1/2以内

(2) 1の(1)のイの(ア)の取組に係る交付率は、1/2以内とする。ただし、1事業者当たり交付金額が200万円を超える場合は200万円とする。

(3) 1の(1)のイの(イ)の取組に係る交付率は、定額とする。ただし、1事業者当たり交付金額が30万円を超える場合は、30万円とする。

(4) 1の(2)の取組に係る交付率は、1/2以内とする。

(5) 1の(3)から(5)までの取組に係る交付率は、定額とする。

## 6 対象地域

(1) 1の(1)及び(3)から(5)までの取組の対象地域は福島県とする。

(2) 1の(2)の取組の対象地域は福島県とし、その主たる受益地は、原則として、

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項に基づく生産緑地地区とする。

## 7 事業実施手続

### (1) 環境にやさしい農業拡大事業に関する実施要領の作成

福島県は、1の(1)及び(2)の取組の実施に当たり、あらかじめ、当該取組の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続等を定めた環境にやさしい農業拡大事業に関する実施要領(以下「事業実施要領」という。)を作成し、農産局長に提出し、その承認を受けるものとする。事業実施要領を変更する場合も同様とする。

### (2) 事業実施主体の実施計画の報告

福島県は、1の(1)及び(2)の取組の実施に当たり、事業実施要領に基づき採択した事業実施計画を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

## 8 交付決定前の着手

事業の着手は、原則として、国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した福島県農林水産業復興創生事業交付金交付決定前着手届(別記様式第3号)を、事業実施主体が福島県以外の場合にあっては福島県知事に、事業実施主体が福島県の場合にあっては農産局長に提出するものとする。

別紙3 (別記5-2関係)

1 別記5-2の1の(3)の取組に係る対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		本事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費(ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る)	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書(該当する設備備品が1社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上から取得すること。)やカタログ等を添付すること</li> </ul>
事業費	会場借料	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代、電話代として支払われる経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>切手は物品受払簿で管理すること</li> </ul>
	借上費	本事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器等の借上げ経費	
	印刷製本費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
	資料購入費	本事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く</li> </ul>
	原材料費	本事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要材料に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>原材料は物品受払簿で管理すること</li> </ul>
	消耗品費	本事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期間(事業実施期間内)又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品</li> <li>・CD-ROM等の少額な記録媒体</li> <li>・試験等に用いる少額な器具等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消耗品は物品受払簿で管理すること</li> </ul>
	研修等参加費	本事業を実施するために直接必要な研修等の参加に要する経費	
旅費	委員旅費	本事業を実施するために直接必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼をした専門家に支払う経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>支出単価等の設定根拠となる旅費規程(又は準用する規程)を添付すること</li> <li>・旅費の依頼・命令簿等により本事業の実施に必要な旅行であることを明らかにすること</li> </ul>
	調査旅費	本事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等にかかる経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行行程等を記載した旅費請求書等(旅費の必要経費がわかる資料)を整備すること</li> </ul>
	費用弁償	会計年度任用職員(パートタイム)に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年5月17日法律第29号。以下「改正法」という)」による改正後の地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員を対象とする</li> <li>・本事業に係る業務指示を受け</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>た会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること</li> <li>費用弁償の単価の設定根拠となる資料を添付すること</li> </ul>
謝金		<p>本事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること</li> <li>事業実施主体又は臨時雇用者等事業に参画する者に対する謝金は認めない</li> </ul>
給料		<p>会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正法による改正後の地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に規定する会計年度任用職員を対象とする</li> <li>給与については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする</li> <li>給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること</li> <li>本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること</li> <li>実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない</li> </ul>
報酬		<p>会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正法による改正後の地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員を対象とする</li> <li>報酬については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする</li> <li>報酬の単価の設定根拠となる資料を添付すること</li> <li>本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること</li> <li>実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない</li> </ul>
職員手当		<p>会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地手当</p> <p>会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正法による改正後の地方公務員法第二十二條の二第一項第一号及び第二号に規定する会計年度任用職員を対象とする</li> <li>職員手当等の単価の設定根拠となる資料を添付すること</li> <li>本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施</li> </ul>

			計画に明記すること ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない
委託費		本事業の交付目的である事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する企画(商談会、産地見学会)、調査の実施、取りまとめ等)を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする ・交付金の額の50%未満とすること ・事業の全部又は根幹を成す業務の委託は認めない ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る
役務費	試験・分析費	本事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を行う経費	・試作品の製作・加工について、他者に設計図を示して製作・加工を行ってもらった場合の費用を含む
雑役務費	手数料	本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	
	社会保険料	本事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	本事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤に係る経費	・通勤費支払の根拠となる規程（又は準ずる規程）及び経路図を添付すること

(注) 上記の表に掲げる経費であっても次の場合にあっては認めないものとする。

- ・本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合。
- ・事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合。

## 2 別記5-2の1の(4)及び(5)の取組に係る対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		本事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 (ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る)	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書(原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く)やカタログ等を添付すること ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと
事業費	会場借料	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代、電話代として支	・切手は物品受払簿で管理すること

		払われる経費	
	借上費	本事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場、契約を伴う車両等の借上げ経費	
	印刷製本費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
	資料購入費	本事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献にかかる経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く
	原材料費	本事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要原材料にかかる経費	・原材料は物品受払簿で管理すること
	消耗品費	本事業を実施するために直接必要な次の物品にかかる経費 ・短時間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額（5万円未満）な物品の経費 ・CD-ROM等の少額（5万円未満）な記録媒体 ・試験等に用いる少額（5万円未満）な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること
旅費	委員旅費	本事業を実施するために直接必要な会議への出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	本事業を実施するために直接必要な専門員が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等にかかる経費	
	費用弁償	会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用	・改正法による改正後の地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員を対象とする ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること ・費用弁償の単価の設定根拠となる資料を添付すること
謝金		本事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない
給料		会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与	・改正法による改正後の地方公務員法第二十二条の二第二号に規定する会計年度任用職員を対象とする ・給与については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする ・給与の単価の設定根拠となる

			<ul style="list-style-type: none"> <li>資料を添付すること</li> <li>本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること</li> <li>実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない</li> </ul>
報酬		<p>会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正法による改正後の地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員を対象とする</li> <li>報酬については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする</li> <li>報酬の単価の設定根拠となる資料を添付すること</li> <li>本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること</li> <li>実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない</li> </ul>
職員手当		<p>会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地手当</p> <p>会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正法による改正後の地方公務員法第二十二條の二第一項第一号及び第二号に規定する会計年度任用職員を対象とする</li> <li>職員手当等の単価の設定根拠となる資料を添付すること</li> <li>本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること</li> <li>実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない</li> </ul>
委託費		<p>本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、イベント企画運営、分析、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む）に委託するために必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り委託できるものとする</li> <li>交付金の額の50%未満とすること</li> <li>事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない</li> <li>民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る</li> </ul>
役務費	試験・分析費	<p>本事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を行う経費</p>	
雑役務費	手数料	<p>本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料</p>	

印紙代	本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
社会保険料	事業を実施するために直接新たに雇用した者に係る社会保険料の事業主負担分にかかる経費	
通勤費	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤にかかる経費	・通勤費支払の根拠となる規程（又は準ずる規程）及び経路図を添付すること

(注) 上記の経費であっても次の場合にあっては認めないものとする。

- ・本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合。
- ・事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合。

(別記6-1)

## ふくしまの農林水産物等緊急時モニタリング事業

### 1 事業の概要

本事業は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成23年4月4日原子力災害対策本部策定。以下「検査ガイドライン」という。）等に基づき、福島県が実施する福島県産農林水産物等の放射性物質の検査の取組に要する経費を支援する。

### 2 事業実施主体

事業実施主体は、福島県とする。

### 3 採択要件

採択要件は、事業実施計画が事業の目的に照らし適切なものであり、かつ事業を確実に遂行するために適切なものであること。

### 4 交付対象経費

本事業の交付対象経費は、検査試料の採取に要する経費（人件費、試料買上費、旅費、燃料費、運搬費、作業委託費等）、検査の実施に要する経費（人件費、検査機器の管理費、光熱水料、消耗品費、試料調製・検査委託・残渣処理に係る委託費等）、検査結果の分析・集計・報告に要する経費（人件費、通信運搬費等）及び検査精度の向上等に向けた会議や研修に要する経費（旅費、会議費、研修受講費等）とする。

ただし、事業実施に直接関係ない経費、事業実施主体の経常的な運営経費、その他この取組を実施する上で必要と認められない経費及びこの取組の実施に要したことを証明できない経費は、交付対象としない。

### 5 交付率

本事業の交付率は定額とする。

### 6 交付決定前の着手

事業の着手は、原則として、国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した福島県農林水産業復興創生事業交付金交付決定前着手届（別記様式第3号）を農産局長に提出するものとする。

(別記6-2)

ふくしまの恵み安全・安心推進事業

1 事業の概要

本事業は、福島県産農林水産物等に対する消費者等の安心感や信頼の回復を目的として、産地段階及び県段階において実施される次に掲げる取組に要する経費を支援する。

(1) 産地段階における農林産物等の自主検査等

地域ごとに設置される地域の恵み安全対策協議会等が行う農林産物等の自主的な放射性物質濃度の検査及び放射性物質管理対策の実施状況の確認の取組

(2) 産地段階における水産物の自主検査

産地段階において漁業者団体等が行う水産物に係る自主的な放射性物質濃度の検査の取組

(3) 福島県産農林水産物等の安全・安心の取組の周知・広報

ふくしまの恵み安全対策協議会等が行う、(1)及び(2)の検査結果等をわかりやすくかつ迅速に消費者等に提供する安全管理システムの管理・運用、パンフレット等を用いた福島県産農林水産物の安全性のPR等の取組

(4) 福島県が行う協議会等による産地活動の支援

上記(1)から(3)までの取組が円滑かつ的確に実施されるよう、福島県が行う産地等に対する指導・助言等の取組

2 事業実施主体

(1) 1の(1)の取組に係る事業実施主体は、市町村、農業協同組合、生産・出荷団体等から構成される協議会及びその構成組織とする。

(2) 1の(2)の取組に係る事業実施主体は、福島県漁業協同組合連合会等とする。

(3) 1の(3)の取組に係る事業実施主体は、福島県、農業協同組合、福島県農業会議、福島県消費者団体連絡協議会等から構成される協議会及びその構成組織とする。

(4) 1の(4)の取組に係る事業実施主体は、福島県とする。

3 採択要件

1の(1)から(3)までの取組に係る採択要件は、福島県が6の(1)により定める事業実施要領によるものとする。

#### 4 交付対象経費

- (1) 1の(1)の取組に係る交付対象経費は、協議会の設置・運営に要する経費(委員等謝金、会議費、旅費、印刷費、燃料費、通信運搬費、消耗品費、人件費等)、検査機器等の整備、維持・管理に要する経費(検査機器・付帯機器等導入費、施設改修工事費、検査機器点検・整備費、検査機器・付帯機器等処分費、検査機器・付帯機器等設置施設等の原状回復に要する経費、検査機器・付帯機器等の移設に要する経費等)、検査の実施に要する経費(人件費等)及び放射性物質管理対策に要する経費(印刷費、通信運搬費、人件費等)とする。ただし、本取組において、東京電力ホールディングス株式会社による賠償の対象となっている経費は除く。
- (2) 1の(2)の取組に係る交付対象経費は、検査機器等の整備、維持・管理に要する経費(検査機器・付帯機器等導入費、検査機器点検・整備費等)、検査の実施及び検査結果の報告等に要する経費(旅費、消耗品費、燃料費、通信運搬費、人件費等)とする。
- (3) 1の(3)の取組に係る交付対象経費は、協議会の設置・運営に要する経費(委員等謝金、会議費、旅費、印刷費、通信運搬費、消耗品費等)、安全管理システムの管理・運営に要する経費(システム管理委託費、システム改修費、人件費、旅費、消耗品費、通信運搬費等)及び消費者等に対する安全・安心の取組の周知等に要する経費(印刷費、通信運搬費、人件費等)とする。
- (4) 1の(4)の取組に係る交付対象経費は、産地段階での検査精度の維持・向上に向けた指導等に要する経費(謝金、旅費、印刷費、燃料費、通信運搬費、光熱水料、消耗品費、検査機器保守点検費等)とする。
- (5) 事業実施に直接関係ない経費、事業実施主体の経常的な運営経費、その他この取組を実施する上で必要と認められない経費及びこの取組の実施に要したことを証明できない経費は、交付対象としない。

#### 5 交付率

本事業の交付率は定額とする。

#### 6 事業実施手続

##### (1) ふくしまの恵み安全・安心推進事業実施要領の作成

福島県は、1の(1)から(3)までの取組の実施に当たり、あらかじめ、当該取組の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続等を定めたふくしまの恵み安全・安心推進事業実施要領(以下「事業実施要領」という。)を作成し、農産局長、林野庁長官及び水産庁長官(以下「農産局長等」という。)に提出し、その承認を受けるものとする。事業実施要領を変更する場合も同様とする。

## (2) 事業実施主体の実施計画

福島県は、1の(1)から(4)までの事業の実施に当たり、事業実施要領に基づき採択した1の(1)から(3)までの事業の実施計画及び1の(4)の実施計画を取りまとめ、農産局長等に報告するものとする。

## 7 交付決定前の着手

事業の着手は、原則として、国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した福島県農林水産業復興創生事業交付金交付決定前着手届（別記様式第3号）を、事業実施主体が福島県以外の場合にあつては福島県知事に、事業実施主体が福島県の場合にあつては農産局長に提出するものとする。

## 8 留意事項

- (1) 1の(1)の取組のうち、米の放射性物質管理対策及び自主検査等に係る取組について、国は本要領第3の1による事業実施計画の承認後も、福島県と適宜必要な協議を行いながら進めるものとする。
- (2) 4の(1)の補助対象経費のうち、検査機器・付帯機器等処分費及び検査機器・付帯機器等設置施設等の原状回復に要する経費については、社会情勢の変化に応じて、検査体制の縮小・効率化等を図る場合に限り認めることとする。
- (3) 4の(1)の補助対象経費のうち、検査機器・付帯機器の移設に要する経費については、事業費の低減かつ既存機器等の有効活用が可能な場合に限り認めることとする。

(別記 7 - 1)

## 販路拡大タイアップ事業

### 1 事業の概要

本事業は、原子力被災 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村）において営農を再開又は計画している農業者の販路の回復・開拓を目的として、農業者に対して必要な指導・助言を行う流通、販売、生産等の専門家の派遣や実需者とのマッチング等の取組を支援する。

### 2 事業実施主体

事業実施主体は、福島県及び福島県が別に定める民間団体とする。

### 3 採択要件

事業実施計画が事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであることとする。

### 4 交付対象経費

本事業の交付対象経費は、人件費、旅費、土地建物借料、什器備品、光熱水料、燃料費、通信運搬費、消耗品費、備品費、雑役務費（システム関係費、電子計算機借料、車両リース料及び複写機借料等）、印刷製本費、広報費、会議費、謝金、補助人件費、委託費、コンサルティングの実施に要する経費、その他福島県知事が特に必要と認め地方課長が承認したものとする。

ただし、事業実施に直接関係ない経費、事業実施主体の経常的な運営経費、その他この取組を実施する上で必要と認められない経費及びこの取組の実施に要したことを証明できない経費は、交付対象としない。

### 5 交付率

本事業の交付率は、定額とする。

### 6 事業実施手続

福島県は取組の実施に当たり、あらかじめ、当該取組の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続等を定めた福島県産農林水産物等販路拡大タイアップ事業実施要領（以下「事業実施要領」という。）を作成し、地方課長に提出し、その承認を受けるものとする。事業実施要領を変更する場合も同様とする。

## 7 交付決定前の着手

事業の着手は、原則として、国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した福島県農林水産業復興創生事業交付金交付決定前着手届（別記様式第3号）を地方課長に提出するものとする。

(別記7-2)

## 農産物等戦略的販売促進事業

### 1 事業の概要

本事業は、総合的かつ戦略的な販売促進活動の実施により、福島県産農産物等のブランド力を強化し、取引を活発化していくため、次に掲げる取組に要する費用を支援する。

#### (1) 「ふくしま」ならではのブランドによる流通・販売の促進

量販店での販売コーナーの設置、食品事業者向けの商談会やバイヤー向け産地視察・説明会、量販店や百貨店でのフェア等によるブランド化の取組

#### (2) オンライン等を活用した販売の促進

農林漁業者、食品事業者が出品するオンラインストアの紹介ページの開設及び運営、魅力や安全性を伝えるウェブサイトの運営などインターネット等を活用した販売促進の取組

#### (3) マスメディアの活用による販売の促進

マスメディアを活用した、福島県産農産物等の販売促進につながる情報発信の取組

#### (4) 海外における販売の促進

福島県産農産物等の輸出が可能な国・地域における展示会への出展や商談会への参加のほか、百貨店での試食販売等の販売促進の取組

#### (5) 団体等への支援

福島県内外の民間団体が行う福島県産農産物等の販売促進活動

### 2 事業実施主体

(1) 1の(1)から(4)までの取組に係る事業実施主体は、福島県とする。

(2) 1の(5)の取組に係る事業実施主体は、次に掲げる者とする。

特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、農林漁業者の組織する団体、農林漁業者、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、農業法人、うつくしま蕎麦王国協議会、福島県きのご振興協議会、ふくしまイレブン販売促進協議会、福島県貿易促進協議会、福島県米消費拡大推進会議、福島牛販売促進協議会、その他福島県全域を区域とし、福島県産農林水産物（加工品を含む。以下同じ。）の販売促進を主たる目的とする団体で、福島県知事が大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（以下「総括審議官」という。）と協議の上、特に必要と認める団体（以下「特認団体」という）。

(3) 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

ア 主たる事務所の定めがあること。

イ 代表者の定めがあること。

ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約の定めがあること。

エ 各年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

### 3 採択要件

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業実施内容が福島県産農産物等流通実態調査の結果を踏まえ、福島県産農林水産物の販売促進につながるものと認められること。

### 4 交付対象経費

- (1) 1の(1)の取組に係る交付対象経費は、旅費、給料、報酬、職員手当、資材作成費、通信運搬費、消耗品費、試食等サンプル経費、発送費、広報費、謝金、施設借料、会場設営費、イベント運営経費、事業委託費、ウェブサイト作成・維持費、車両借上料、その他福島県知事が特に必要と認め総括審議官が承認した経費とする。
- (2) 1の(2)の取組に係る交付対象経費は、旅費、給料、報酬、職員手当、資材作成費、通信運搬費、消耗品費、発送費、広報費、謝金、施設借料、ウェブサイト作成・維持費、事業委託費、その他福島県知事が特に必要と認め総括審議官が承認した経費とする。
- (3) 1の(3)の取組に係る交付対象経費は、旅費、給料、報酬、職員手当、資材作成費、通信運搬費、消耗品費、広報費、謝金、施設借料、会場設営費、イベント運営費、検討会費、調査費、分析費、事業委託費等とする。
- (4) 1の(4)の取組に係る交付対象経費は、旅費、給料、報酬、職員手当、資材作成費、通信運搬費、消耗品費、広報費、謝金、試食等サンプル経費、発送費、施設借料、イベント運営経費、ウェブサイト作成、維持費、車両借上料、通訳翻訳費、保険料、事業委託費等とする。
- (5) 1の(5)の取組に係る交付対象経費は、旅費、賃金、資材作成費、通信運搬費、消耗品費、広報費、謝金、試食等サンプル経費、発送費、施設借料、イベント運営経費、ウェブサイト作成・維持費、車両借上料、通訳翻訳費、保険料、事業委託費等とする。

### 5 交付率

本事業の交付率は定額とする。

### 6 事業実施手続

- (1) 福島県は、1の(5)の取組の実施に当たり、あらかじめ、当該取組の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続等を定めた次のアからキの事業実施要領等を作

成し、総括審議官に提出し、その承認を受けるものとする。事業実施要領等を変更する場合も同様とする。

ア ふくしま米消費拡大推進事業実施要領

イ 「福島牛」ブランド再生事業実施要領

ウ おいしい福島畜産応援事業実施要領

エ 「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業実施要領

オ 「チームふくしまプライド。」活動支援事業実施要領

カ 農産物等海外販路開拓支援事業実施要領

キ 福島ならではの農林水産物ブランド力強化推進事業実施要領

## (2) 事業実施主体の実施計画の報告

福島県は、1の(5)の取組の実施に当たり、事業実施要領等に基づき採択した事業実施計画を取りまとめ、総括審議官に報告するものとする。

## 7 交付決定前の着手

事業の着手は、原則として、国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した福島県農林水産業復興創生事業交付金交付決定前着手届（別記様式第3号）を、事業実施主体が福島県以外の場合にあっては福島県知事に、事業実施主体が福島県の場合にあっては総括審議官に提出するものとする。

(別記様式第1号)

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇〇〇 殿

福島県知事

福島県農林水産業復興創生事業の事業実施計画の承認（変更、中止、廃止の承認）  
申請について

福島県農林水産業復興創生事業実施要綱（〇年〇月〇日付け〇第〇号農林水産事務次官依命通知）第3の1（注1）の規定に基づき、関係書類（注2）を添えて、承認（変更、中止又は廃止の承認）を申請する。

（変更理由）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（注3）

（中止、廃止の理由）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（注4）

（注1）変更、中止、廃止の承認申請の場合は、「第5の2」とする。

（注2）関係書類として、事業実施計画を添付すること。

（注3）変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があった事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。

（注4）中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

# 福島県農林水産業復興創生事業実施計画書

## 第1 事業費総括表

事業名	事業費 (千円)	負担区分(千円)			備考
		国庫	自己負担	その他	
1 福島県産米競争力強化支援事業					
2 福島県産園芸競争力強化支援事業					
(1) ふくしまのももブランド強化安定生産対策事業					
(2) 風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業					
(3) 地域特産活用産地づくり支援事業					
(4) 園芸グローバル産地育成強化事業					
3 福島県産畜産物競争力強化支援事業					
(1) 福島県農産物競争力強化事業					
(2) 肥育経営基盤強化型素牛導入事業					
(3) 福島県生乳生産基盤緊急強化対策事業					
4 福島県農林水産物ブランド力向上促進技術開発事業					
5 GAPと有機農業の拡大					
(1) 第三者認証GAP等取得促進事業					
(2) 環境にやさしい農業拡大事業					
6 農林水産物の検査の推進					
(1) ふくしまの農林水産物等緊急時モニタリング事業					
(2) ふくしまの恵み安全・安心推進事業					
7 販路拡大と販売促進					
(1) 販路拡大タイアップ事業					
(2) 農産物等戦略的販売促進事業					
合 計					

## 第2 事業全体の成果目標

### 第3 各事業の事業実施計画

#### 1 福島県産米競争力強化支援事業

##### (1) 総括表

取組名	事業内容	事業費 (千円)	負担区分(千円)			備考
			国庫	自己負担	その他	
1 県オリジナル米産地力強化推進支援						
2 県オリジナル米生産技術力向上支援						
合計						

(注) 事業費に係る経費の内訳又は積算根拠を別紙として添付すること。

##### (2) 事業の実施方針

--

##### (3) 成果目標

--

##### (4) 事業の内容

###### 1 県オリジナル米産地力強化推進支援

事業実施主体	事業内容及び事業量	備考

###### 2 県オリジナル米生産技術力向上支援

事業実施主体	実施地区	事業内容及び整備機器等	備考

##### (5) 年間スケジュール

取組名	事業の実施時期	取組事項	事業の内容	備考

2-1 ふくしまのももブランド強化安定生産対策事業

(1) 総括表

項目	事業費 (千円)	負担区分(千円)		
		国庫	自己負担	その他
1 ふくしまのもも担い手ステップアップ事業				
2 ふくしまのもも産地再生支援対策事業				
(1) 防風設備等の導入				
(2) 品種構成の改善				
合計				

(2) 事業の実施方針

--

(3) 成果目標

項目	現状	目標	備考

(4) 事業の内容

ア ふくしまのもも担い手ステップアップ事業

事業実施主体	実施地区	内 容

イ ふくしまのもも産地再生支援対策事業

(ア) 防風設備等の導入

事業実施主体	実施地区	内 容

(イ) 品種構成の改善

事業実施主体	実施地区	内 容

## 2-2 風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業

### (1) 総括表

項目	事業費 (千円)	負担区分(千円)		
		国庫	自己負担	その他
1 競争力強化県推進事業				
2 生産対策強化支援事業				
(1) 産地活動支援事業				
(2) 生産体制強化支援事業				
合計				

### (2) 事業の実施方針

--

### (3) 成果目標

項目	現状	目標	備考

### (4) 事業の内容

#### ア 競争力強化県推進事業

事業実施主体	実施地区	内容

イ 生産対策強化支援事業

(ア) 産地活動支援事業

事業実施主体	実施地区	内 容

(イ) 生産体制強化支援事業

事業実施主体	実施地区	内 容

## 2-3 地域特産活用産地づくり支援事業

### (1) 総括表

項目	事業費 (千円)	負担区分(千円)			備考
		国庫	自己負担	その他	
1 整備事業					
2 種子確保事業 (1) 採種促進支援 (2) 種子供給体制整備					
3 技術向上支援					
4 生産技術確立支援					
合計					

### (2) 事業の実施方針

--

### (3) 成果目標

項目	現状	目標	備考
1 整備事業			
2 種子確保事業 (1) 採種促進支援 (2) 種子供給体制整備			
3 技術向上支援事業			
4 生産技術確立支援			

### (4) 事業の内容

#### 1 整備事業

事業実施主体	実施地区	事業内容

#### 2 種子確保事業

##### (1) 採種促進支援

事業実施主体	実施地区	事業内容

##### (2) 種子供給体制整備

事業実施主体	実施地区	事業内容

3 技術向上支援事業

事業実施主体	実施時期	事業内容

4 生産技術確立支援

事業実施主体	実施時期	事業内容

## 2-4 園芸グローバル産地育成強化事業

### (1) 総括表

項目	事業費 (千円)	負担区分(千円)		
		国庫	自己負担	その他
1 グローバル化実践支援事業				
(1) 新たな防除技術の実証				
(2) 輸送技術や鮮度保持技術の実証				
2 ふくしまブランド産地整備事業				
合計				

### (2) 事業の実施方針

--

### (3) 成果目標

項目	現状	目標	備考

### (4) 事業の内容

#### ア グローバル化実践支援事業

##### (ア) 新たな防除技術の実証

事業実施主体	実施地区	内容

##### (イ) 輸送技術や鮮度保持技術の実証

事業実施主体	実施地区	内容

#### イ ふくしまブランド産地整備事業

事業実施主体	実施地区	内容

### 3-1 福島県農産物競争力強化事業

#### (1) 総括表

取組名	事業費 (千円)	負担区分 (千円)			備 考
		国 庫	自己負担	その他	
ゲノム解析活用による種雄牛造成体制の確立					
合 計					

#### (2) 事業の目的

--

#### (3) 成果目標

取組名	目標値等
ゲノム解析活用による種雄牛造成体制の確立	

(注) 目標値等の欄には事業実施年度内に達成すべき次の具体的な目標値等を記載すること。  
 ・種雄牛造成体制のうち到達する育種過程（ゲノム解析、検定等実施計画）の目標

#### (4) 事業の概要

事業区分	主な取組内容	経 費 (千円)	備 考
ゲノム解析活用による種雄牛造成体制の確立			
合 計			

(注1) 他の機関に委託して実施する業務がある場合には、備考欄に「業務の一部を委託」と記載すること。

(注2) 実施体制図を作成し添付すること。

(5) 事業の委託

事業区分	委託する業務の内容	委託理由	委託先	委託先の選定方法	委託額 (千円)
ゲノム解析活用 による種雄牛造成 体制の確立					
					小計
					合計

(注1) 複数の業務を委託する場合には、個別に委託する業務の内容委託理由、委託先、委託先の選定方法及び委託額を記載すること。

(注2) 委託理由は、当該業務を他機関に委託して実施する必要性を具体的に記載すること。

(注3) 委託先の選定方法は、一般競争入札、企画競争入札、有識者による審査等具体的に記載すること。

### 3-2 肥育経営基盤強化型素牛導入事業

#### (1) 総括表

事業区分	事業費 (千円)	負担区分 (千円)			備 考
		国 庫	自己負担	その他	
肥育経営基盤強化型素牛導入事業					

#### (2) 事業の目的

--

#### (3) 成果目標

--

#### (4) 事業の概要

実施内容	備 考

### 3-3 福島県生乳生産基盤緊急強化対策事業

#### (1) 総括表

事業区分	事業費 (千円)	負担区分(千円)			備 考
		国 庫	自己負担	その他	
1 福島県生乳生産基盤の強化					
(1)福島県生乳生産基盤強化計画の策定					
(2) 乳用牛増頭奨励金					
(3)乳用牛改良基盤の再構築支援 ア 性選別精液の利用 イ 遺伝的能力の評価					
2 事業推進					
(1)乳用牛増頭奨励金に係る推進事務費					
(2)乳用牛改良基盤の再構築支援に係る推進事務費					
合 計					

#### (2) 事業の目的

--

#### (3) 成果目標

--

#### (4) 事業の概要

実施内容	備 考

#### 4 福島県農林水産物ブランド力向上促進技術開発事業

##### (1) 総括表

取組名	事業内容	事業費 (千円)	負担区分(千円)			備考
			国庫	自己負担	その他	
1 競争力強化に向けた福島県オリジナル品種等の開発・適応化						
2 福島牛のおいしさ評価法の開発						
3 市場ニーズに対応した県産農産物の「強み」の創出						
合計						

(注) 事業費に係る経費の内訳又は積算根拠を別紙として添付すること。

##### (2) 事業の実施方針

--

##### (3) 成果目標

--

##### (4) 事業の内容

取組名	事業実施主体	事業内容及び事業量	備考
1 競争力強化に向けた福島県オリジナル品種等の開発・適応化			
2 福島牛のおいしさ評価法の開発			
3 市場ニーズに対応した県産農産物の「強み」の創出			

##### (5) 年間スケジュール

取組名	事業の実施時期	取組事項	事業の内容	備考

## 5-1 第三者認証GAP等取得促進事業

### (1) 総括表

項 目	事業費 (千円)	負担区分(千円)		
		国 庫	自己負担	その他
1 GAP認証取得等の取組支援				
2 GAP認証取得等の支援体制整備				
3 GAPの見える化システムの構築				
合 計				

### (2) 事業の実施方針

--

### (3) 成果目標

項 目	現 状	目 標	備 考

### (4) 事業の内容

#### 1 GAP認証取得等の取組支援

事業実施主体	実施地区	内 容

#### 2 GAP認証取得等の支援体制整備

事業実施主体	実施地区	内 容

#### 3 GAPの見える化システムの構築

事業実施主体	実施地区	内 容

## 5-2 環境にやさしい農業拡大事業

### (1) 総括表

取組名	事業内容	事業費 (千円)	負担区分 (千円)			備考
			国庫	自己負担	その他	
1 有機JAS認証拡大推進						
(1) 有機JAS認証取得支援						
ア 新規取得						
イ 継続						
(2) 有機JAS小分認証取得支援						
ア 施設整備						
イ 小分認証新規取得						
2 有機農産物等の供給体制の整備						
3 有機農産物等の販路確保支援						
4 有機農業技術研究開発						
5 新たに開発された技術等の実証・普及展示						
合 計						

(注) 事業費に係る経費の内訳又は積算根拠を別紙として添付すること。

### (2) 事業の実施方針

--

### (3) 成果目標

--

## (4) 事業の内容

取組名	事業実施主体	事業内容及び事業量	備考
1 有機JAS認証拡大推進			
(1) 有機JAS認証取得支援			
ア 新規取得			
イ 継続			
(2) 有機JAS小分認証取得支援			
ア 施設整備			
イ 小分認証新規取得			
2 有機農産物等の供給体制の整備			
3 有機農産物等の販路確保支援			
4 有機農業技術研究開発			
5 新たに開発された技術等の実証・普及展示			

## (5) 年間スケジュール

取組名	事業の実施時期	取組事項	事業の内容	備考

6-1 ふくしまの農林水産物等緊急時モニタリング事業

(1) 総括表

取組項目	事業量 (点数、回数等)	事業費 (千円)	負担区分(千円)			備考
			国庫	自己負担	その他	
1 放射性物質 検査の実施						
2 研修・会議の 開催						
3 その他事業 の目的を達成 するために必 要な取組						

(2) 事業計画

1 検査計画

検査の 種類	検査予定点数														検査 方法	備考	
	野菜 類 いも 類	果実 類	米	麦類	豆類 雑穀 類	肉類	卵類	原乳	はち みつ	きの こ類	山菜 類等	水産 物	その 他	合計			

(注1) 検査方法は、ゲルマニウム半導体検出装置を用いて検査を実施する場合は「Ge」、NaIシンチレーションスペクトロメータを用いて検査を実施する場合は「NaI」等を記入する。複数の検査を実施する場合は、実施する全ての検査方法を記入する。

(注2) 出荷制限等品目の解除に向けた検査を実施する場合は、備考欄に具体的な品目や検査地点等を記入する。

2 会議・研修等の計画

会議・研修の目的・内容	参加者数	参集範囲

3 その他事業の目的を達成するために必要な取組

取組	内容

6-2 ふくしまの恵み安全・安心推進事業

(1) 総括表

取組項目	事業量 (点数、回数等)	事業費 (千円)	負担区分(千円)			備考
			国庫	自己負担	その他	
1 産地段階における協議会の設置・運営						
2 産地段階における検査機器等の整備・管理、検査の実施						
3 産地段階における放射性物質管理対策						
4 産地段階における水産物の検査機器等の整備・管理、自主検査						
5 県段階における協議会の設置・運営						
6 県段階における協議会による安全管理システムの管理・運営						
7 県段階における協議会による安全・安心周知等の取組						
8 県による協議会等が行う産地活動支援の取組						
9 その他事業の目的を達成するために必要な取組						
合計						

(2) 成果目標

--

(3) 事業計画

1 産地段階における協議会の設置・運営

事業実施箇所数等	取組の概要

2 産地段階における検査機器等の整備・管理、検査の実施

事業実施箇所数	新規導入計画		機器設置に伴う施設改修計画		既存機器の点検・整備計画			検査予定点数			
	機器等の種類	台数	改修内容	面積	機器等の種類	台数	整備等の内容	米	米以外の農産物	林産物	その他

(注1) 「機器等の種類」は、ベルトコンベア式検査機、園芸作物等検査用のNaI分析機器、検査結果公表のための情報管理機器等とする。

(注2) 「整備等の内容」は、点検、修繕、オーバーホール等とする。

3 産地段階における放射性物質管理対策

事業実施箇所数等	取組の概要

4 産地段階における水産物の検査機器等の整備・管理、自主検査

事業実施箇所数等	新規導入計画		既存機器の点検・整備計画			検査予定件数	検査方法
	機器等の種類	台数	機器等の種類	台数	整備等の内容		

(注1) 「機器等の種類」は、NaI分析器等とする。

(注2) 「整備等の内容」は、点検、修繕等とする。

(注3) 「検査方法」については、ゲルマニウム半導体検出器、簡易分析装置(NaIシンチレーションスペクトロメータ等)等とする。

5 県段階における協議会の設置・運営

取組の概要

6 県段階における協議会による安全管理システムの管理・運営

取組の概要

7 県段階における協議会による安全・安心周知等の取組

取組の概要

8 県による協議会等が行う産地活動支援の取組

(1) 研修・講演会の実施

研修等の目的・内容	実施回数	参集対象者	参加予定人数

(2) その他の取組

取組の概要

## 7-1 販路拡大タイアップ事業

### (1) 事業の実施方針

--

### (2) 成果目標

--

### (3) 事業の内容

実施内容	備考

### (4) 専門家等派遣計画

派遣時期	派遣回数	備考

### (5) 経費配分表

経費区分	金額(千円)	備考
合計		

## 7-2 農産物等戦略的販売促進事業

### (1) 総括表

事業細目	事業費 (千円)	負担区分(千円)			備考
		国庫	自己負担	その他	
1 「ふくしま」ならではのブランドによる流通・販売の促進					
2 オンライン等を活用した販売の促進					
3 マスメディアの活用による販売の促進					
4 海外における販売の促進					
5 団体等への支援					
合計					

### (2) 事業の目的

--

### (3) 成果目標

--

### (4) 事業内容

#### 1 「ふくしま」ならではのブランドによる流通・販売の促進

事業	実施内容	備考

#### 2 オンライン等を活用した販売の促進

事業	実施内容	備考

#### 3 マスメディアの活用による販売の促進

事業	実施内容	備考

#### 4 海外における販売の促進

事業	実施内容	備考

#### 5 団体等への支援

事業	実施内容	備考

(別記様式第2号)

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇〇〇 殿

福島県知事

福島県農林水産業復興創生事業の事業実施状況報告及び評価報告  
(令和 年度報告分)

福島県農林水産業復興創生事業実施要綱（〇年〇月〇日付け〇第〇号農林水産事務次官依命通知）第5の3並びに第6の1の規定により別添のとおり報告する。

(注) 関係書類として、事業実施状況報告書及び評価報告書を添付すること。

福島県農林水産業復興創生事業実施状況報告書及び評価報告書

(令和 年度報告分)

第1 事業費総括表

事業名	事業費 (千円)	負担区分(千円)			備 考
		国 庫	自己負担	その他	
1 福島県産米競争力強化支援事業					
2 福島県産園芸競争力強化支援事業					
(1) ふくしまのももブランド強化安定生産対策事業					
(2) 風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業					
(3) 地域特産活用産地づくり支援事業					
(4) 園芸グローバル産地育成強化事業					
3 福島県産畜産物競争力強化支援事業					
(1) 福島県農産物競争力強化事業					
(2) 肥育経営基盤強化型素牛導入事業					
(3) 福島県生乳生産基盤緊急強化対策事業					
4 福島県農林水産物ブランド力向上促進技術開発事業					
5 G A P と有機農業の拡大					
(1) 第三者認証G A P 等取得促進事業					
(2) 環境にやさしい農業拡大事業					
6 農林水産物の検査の推進					
(1) ふくしまの農林水産物等緊急時モニタリング事業					
(2) ふくしまの恵み安全・安心推進事業					
7 販路拡大と販売促進					
(1) 販路拡大タイアップ事業					
(2) 農産物等戦略的販売促進事業					
合 計					

## 第2 事業全体の成果目標の達成状況の評価

目標
成果（実績）
評価結果

### 第3 各事業の事業実施状況及び評価

#### 1 福島県産米競争力強化支援事業

##### (1) 総括表

取組名	事業内容	事業費 (千円)	負担区分(千円)			備考
			国庫	自己負担	その他	
1 県オリジナル米産地力強化推進支援						
2 県オリジナル米生産技術力向上支援						
合計						

(注) 事業費に係る経費の内訳又は積算根拠を別紙として添付すること。

##### (2) 事業の内容

###### 1 県オリジナル米産地力強化推進支援

事業実施主体	事業内容及び事業量	備考

###### 2 県オリジナル米生産技術力向上支援

事業実施主体	実施地区	事業内容及び整備機器等	備考

##### (3) 年間スケジュール

取組名	事業の実施時期	取組事項	事業の内容	備考

##### (4) 成果目標の達成状況の評価

目標
成果(実績)
評価結果

2-1 ふくしまのももブランド強化安定生産対策事業

(1) 総括表

項目	事業費 (千円)	負担区分(千円)		
		国庫	自己負担	その他
1 ふくしまのもも担い手ステップアップ事業				
2 ふくしまのもも産地再生支援対策事業				
(1) 防風設備等の導入				
(2) 品種構成の改善				
合計				

(2) 事業の内容

ア ふくしまのもも担い手ステップアップ事業

事業実施主体	実施地区	内容

イ ふくしまのもも産地再生支援対策事業

(ア) 防風設備等の導入

事業実施主体	実施地区	内容

(イ) 品種構成の改善

事業実施主体	実施地区	内容

(3) 成果目標の達成状況の評価

項 目	現 状	目 標	備 考
成果（実績）			
評価結果			

## 2-2 風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業

### (1) 総括表

項目	事業費 (千円)	負担区分(千円)		
		国庫	自己負担	その他
1 競争力強化県推進事業				
2 生産対策強化支援事業				
(1) 産地活動支援事業				
(2) 生産体制強化支援事業				
合計				

### (2) 事業の内容

#### ア 競争力強化県推進事業

事業実施主体	実施地区	内容

#### イ 生産対策強化支援事業

##### (ア) 産地活動支援事業

事業実施主体	実施地区	内容

##### (イ) 生産体制強化支援事業

事業実施主体	実施地区	内容

### (3) 成果目標の達成状況の評価

項目	現状	目標	備考
成果(実績)			
評価結果			

## 2-3 地域特産活用産地づくり支援事業

### (1) 総括表

項目	事業費 (千円)	負担区分(千円)			備考
		国庫	自己負担	その他	
1 整備事業					
2 種子確保事業 (1) 採種促進支援 (2) 種子供給体制整備					
3 技術向上支援事業					
4 生産技術確立支援					
合計					

### (2) 事業の内容

#### 1 整備事業

事業実施主体	実施地区	事業内容

#### 2 種子確保事業

##### (1) 採種促進支援

事業実施主体	実施地区	事業内容

(2) 種子供給体制整備

事業実施主体	実施地区	事業内容

3 技術向上支援事業

事業実施主体	実施時期	事業内容

4 生産技術確立支援

事業実施主体	実施時期	事業内容

(3) 成果目標の達成状況の評価

項目	現状	目標	備考
成果（実績）			
評価結果			

## 2-4 園芸グローバル産地育成強化事業

### (1) 総括表

項目	事業費 (千円)	負担区分(千円)		
		国庫	自己負担	その他
1 グローバル化実践支援事業				
(1) 新たな防除技術の実証				
(2) 輸送技術や鮮度保持技術の実証				
2 ふくしまブランド産地整備事業				
合計				

### (2) 事業の内容

#### ア グローバル化実践支援事業

##### (ア) 新たな防除技術の実証

事業実施主体	実施地区	内容

##### (イ) 輸送技術や鮮度保持技術の実証

事業実施主体	実施地区	内容

#### イ ふくしまブランド産地整備事業

事業実施主体	実施地区	内容

### (3) 成果目標の達成状況の評価

項目	現状	目標	備考
成果(実績)			
評価結果			

### 3-1 福島県農産物競争力強化事業

#### (1) 総括表

取組名	事業費 (千円)	負担区分 (千円)			備考
		国庫	自己負担	その他	
ゲノム解析活用による種雄牛造成体制の確立					
合計					

#### (2) 事業の目的

--

#### (3) 事業の内容

事業区分	取組内容	経費 (千円)	備考
ゲノム解析活用による種雄牛造成体制の確立			
合計			

(注1) 他の機関に委託して実施した業務がある場合には、備考欄に「業務の一部を委託」と記載すること。

(注2) 実施体制図を作成し添付すること。

#### (4) 事業の委託

事業区分	委託した業務の内容	委託理由	委託先	委託先の選定方法	委託額 (千円)
ゲノム解析活用による種雄牛造成体制の確立					
					小計
					合計

(注1) 複数の業務を委託した場合には、個別に委託した業務の内容、委託理由、委託先、委託先の選定方法及び委託額を記載すること。

(注2) 委託理由は、当該業務を他機関に委託して実施する必要性を具体的に記載すること。

(注3) 委託先の選定方法は、一般競争入札、企画競争入札、有識者による審査等具体的に記載すること。

(5) 成果目標の達成状況の評価

事業区分	目標値等
ゲノム解析活用による種雄牛造成体制の確立	
成果（実績）	
評価結果	

### 3-2 肥育経営基盤強化型素牛導入事業

#### (1) 総括表

事業区分	事業費 (千円)	負担区分 (千円)			備 考
		国 庫	自己負担	その他	
肥育経営基盤強化型 素牛導入事業					

#### (2) 事業の目的

--

#### (3) 事業の概要

取組内容	事業実施主体	経 費 (千円)	備 考

#### (4) 成果目標の達成状況の評価

目標値等
成果 (実績)
評価結果

### 3-3 福島県生乳生産基盤緊急強化対策事業

#### (1) 総括表

事業区分	事業費 (千円)	負担区分 (千円)			備考
		国庫	自己負担	その他	
1 福島県生乳生産基盤の強化					
(1) 福島県生乳生産基盤強化計画の策定					
(2) 乳用牛増頭奨励金					
(3) 乳用牛改良基盤の再構築支援 ア 性選別精液の利用 イ 遺伝的能力の評価					
2 事業推進					
(1) 乳用牛増頭奨励金に係る推進事務費					
(2) 乳用牛改良基盤の再構築支援に係る推進事務費					
合計					

#### (2) 事業の目的

--

#### (3) 事業の概要

取組内容	事業実施主体	経費 (千円)	備考

#### (4) 成果目標の達成状況の評価

目標値等
成果 (実績)
評価結果

#### 4 福島県農林水産物ブランド力向上促進技術開発事業

##### (1) 総括表

取組名	事業内容	事業費 (千円)	負担区分 (千円)			備 考
			国 庫	自己負担	その他	
1 競争力強化に向けた福島県オリジナル品種等の開発・適応化						
2 福島牛のおいしさ評価法の開発						
3 市場ニーズに対応した県産農産物の「強み」の創出						
合 計						

(注) 事業費に係る経費の内訳又は積算根拠を別紙として添付すること。

##### (2) 事業の内容

取組名	事業実施主体	事業内容及び事業量	備 考
1 競争力強化に向けた福島県オリジナル品種等の開発・適応化			
2 福島牛のおいしさ評価法の開発			
3 市場ニーズに対応した県産農産物の「強み」の創出			

##### (3) 年間スケジュール

取組名	事業の実施時期	取組事項	事業の内容	備 考

##### (4) 成果目標の達成状況の評価

目標
成果 (実績)
評価結果

5-1 第三者認証GAP等取得促進事業

(1) 総括表

項目	事業費 (千円)	負担区分(千円)		
		国庫	自己負担	その他
1 GAP認証取得等の取組支援				
2 GAP認証取得等支援の体制整備				
3 GAPの見える化システムの構築				
合計				

(2) 事業の内容

1 GAP認証取得等の取組支援

事業実施主体	実施地区	内容

2 GAP認証取得等支援の体制整備

事業実施主体	実施地区	内容

3 GAPの見える化システムの構築

事業実施主体	実施地区	内容

(3) 成果目標の達成状況の評価

項目	現状	目標	備考
成果(実績)			
評価結果			

## 5-2 環境にやさしい農業拡大事業

### (1) 総括表

取組名	事業内容	事業費 (千円)	負担区分 (千円)			備 考
			国 庫	自己負担	その他	
1 有機 J A S 認証拡大推進						
(1) 有機 J A S 認証取得 支援						
ア 新規取得						
イ 継続						
(2) 有機 J A S 小分認証 取得支援						
ア 施設整備						
イ 小分認証新規取得						
2 有機農産物等の供給体制 の整備						
3 有機農産物等の販路確保 支援						
4 有機農業技術研究開発						
5 新たに開発された技術等 の実証・普及展示						
合 計						

(注) 事業費に係る経費の内訳又は積算根拠を別紙として添付すること。

### (2) 事業の内容

取組名	事業実施主体	事業内容及び事業量	備 考
1 有機 J A S 認証拡大推進			
(1) 有機 J A S 認証取得 支援			
ア 新規取得			
イ 継続			
(2) 有機 J A S 小分認証 取得支援			
ア 施設整備			
イ 小分認証新規取得			
2 有機農産物等の供給体制 の整備			
3 有機農産物等の販路確保 支援			
4 有機農業技術研究開発			
5 新たに開発された技術等 の実証・普及展示			

(3) 年間スケジュール

取組名	事業の実施時期	取組事項	事業の内容	備考

(4) 成果目標の達成状況の評価

目標
成果（実績）
評価結果

6-1 ふくしまの農林水産物等緊急時モニタリング事業

(1) 総括表

取組項目	事業量 (点数、回数等)	事業費 (千円)	負担区分(千円)			備考
			国庫	自己負担	その他	
1 放射性物質検査の実施						
2 研修・会議の開催						
3 その他事業の目的を達成するために必要な取組						

(2) 事業実績

1 検査実績

検査の種類	検査点数(上段( )書き:計画点数、下段:実績点数)														検査方法	備考	
	野菜類 いも類	果実類	米	麦類	豆類 雑穀類	肉類	卵類	原乳	はちみつ	きのこ類	山菜類等	水産物	その他	合計			

- (注1) 検査点数は、計画と実績を比較できるように二段書きとし、計画を上段( )書とする。品目毎に、計画に対して実績が30%を超えて増加、もしくは減少した場合は備考欄にその理由を記入する。
- (注2) 検査方法は、ゲルマニウム半導体検出装置を用いて検査を実施した場合は「Ge」、NaIシンチレーションスペクトロメータを用いて検査を実施した場合は「NaI」等を記入する。複数の検査を実施した場合は、実施した全ての検査方法を記入する。
- (注3) 出荷制限等品目の解除に向けた検査を実施した場合は、備考欄に具体的な品目や検査地点等を記入する。

2 会議・研修等の実績

会議・研修の目的・内容	参加者数	参集範囲

3 その他事業の目的を達成するために実施した取組

取組	内容

## 6-2 ふくしまの恵み安全・安心推進事業

### (1) 総括表

取組項目	事業量 (点数、回数等)	事業費 (千円)	負担区分 (千円)			備 考
			国 庫	自己負担	その他	
1 産地段階における協議会の設置・運営						
2 産地段階における検査機器等の整備・管理、検査の実施						
3 産地段階における放射性物質管理対策						
4 産地段階における水産物の検査機器等の整備・管理、自主検査						
5 県段階における協議会の設置・運営						
6 県段階における協議会による安全管理システムの管理・運営						
7 県段階における協議会による安全・安心周知等の取組						
8 県による協議会等が行う産地活動支援の取組						
9 その他事業の目的を達成するために必要な取組						
合 計						

### (2) 事業実績

#### 1 産地段階における協議会の設置・運営

事業実施箇所数等	取組の概要

#### 2 産地段階における検査機器等の整備・管理、検査の実施

事業実施箇所数	新規導入実績		機器設置に伴う施設改修実績		既存機器の点検・整備実績			検査点数			
	機器等の種類	台数	改修内容	面積	機器等の種類	台数	整備等の内容	米	米以外の農産物	林産物	その他

(注1) 「機器等の種類」は、ベルトコンベア式検査機、園芸作物等検査用の NaI 分析機器、検査結果公表のための情報管理機器等とする。

(注2) 「整備等の内容」は、点検、修繕、オーバーホール等とする。

#### 3 産地段階における放射性物質管理対策

事業実施箇所数等	取組の概要

4 産地段階における水産物の検査機器等の整備・管理、自主検査

事業実施 箇所数等	新規導入実績		既存機器の点検・整備実績			検査件数	検査方法
	機器等 の種類	台数	機器等 の種類	台数	整備等の内容		

(注1) 「機器等の種類」は、NaI分析器等とする。

(注2) 「整備等の内容」は、点検、修繕等とする。

(注3) 「検査方法」については、ゲルマニウム半導体検出器、簡易分析装置(NaIシンチレーションスペクトロメータ等)等とする。

5 県段階における協議会の設置・運営

取組の概要

6 県段階における協議会による安全管理システムの管理・運営

取組の概要

7 県段階における協議会による安全・安心周知等の取組

取組の概要

8 県による協議会等が行う産地活動支援の取組

ア 研修・講演会の実施

研修等の目的・内容	実施回数	参集対象者	参加予定人数

イ その他の取組

取組の概要

(3) 成果目標の達成状況の評価

目標
成果(実績)
評価結果

## 7-1 販路拡大タイアップ事業

### (1) 事業の内容

実施内容	備考

### (2) 専門家等派遣計画

派遣時期	派遣回数	備考

### (3) 経費配分表

経費区分	金額 (千円)	備考
合計		

### (4) 成果目標の達成状況の評価

目標
成果 (実績)
評価結果

## 7-2 農産物等戦略的販売促進事業

### (1) 総括表

事業細目	事業費 (千円)	負担区分 (千円)			備考
		国庫	自己負担	その他	
1 「ふくしま」ならではのブランドによる流通・販売の促進					
2 オンライン等を活用した販売の促進					
3 マスメディアの活用による販売の促進					
4 海外における販売の促進					
5 団体等への支援					
合計					

### (2) 事業内容

#### 1 「ふくしま」ならではのブランドによる流通・販売の促進

事業	実施内容	備考

#### 2 オンライン等を活用した販売の促進

事業	実施内容	備考

#### 3 マスメディアの活用による販売の促進

事業	実施内容	備考

#### 4 海外における販売の促進

事業	実施内容	備考

#### 5 団体等への支援

事業	実施内容	備考

### (3) 成果目標の達成状況の評価

目標
成果 (実績)
評価結果

別記様式第3号

番 号  
年 月 日

(福島県知事)  
(〇〇局長)

〇〇〇〇 殿

事業実施主体  
氏 名

福島県農林水産業復興創生事業交付金交付決定前着手届

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議はありません。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行いません。

別添

取組内容	事業費 (千円)	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由